

第 9 回 上 島 合 併 協 議 会

会 議 資 料

日 時：平成15年12月10日（水）午後2時15分から
場 所：弓削町総合庁舎 3階大会議室

第9回上島合併協議会会次第

1. 開 会

2. 議 題

(1) 協議会会議録署名人の選任について

(2) 報告事項

- ・事務局報告
- ・幹事会報告

(3) 議決事項

- ・議案第10号 平成15年度上島合併協議会補正予算（第1号）について

(4) 協議事項

- ・協議項目第15号 一部事務組合の取扱い（その2）について
- ・協議項目第21－号 各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて
- ・協議項目第21－号 各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて
- ・協議項目第21－号 各種事務事業（その他福祉事業）の取扱いについて
- ・協議項目第21－号 各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについて
- ・協議項目第21－号 各種事務事業（学校教育事業）の取扱いについて
- ・協議項目第21－号 各種事務事業（社会教育事業）の取扱いについて

(5) その他

3. 閉 会

目 次

報告事項

- ・事務局報告 1ページ
- ・幹事会報告 2ページ

議決事項

- ・議案第10号 平成15年度上島合併協議会補正予算（第1号）
について 4ページ

協議事項

- ・協議項目第15号 一部事務組合の取扱い（その2）
について14ページ
- ・協議項目第21－号 各種事務事業（障害者福祉事業）の
取扱いについて19ページ
- ・協議項目第21－号 各種事務事業（児童福祉事業）の
取扱いについて28ページ
- ・協議項目第21－号 各種事務事業（その他福祉事業）の
取扱いについて41ページ
- ・協議項目第21－号 各種事務事業（建設関係事業）の
取扱いについて45ページ
- ・協議項目第21－号 各種事務事業（学校教育事業）の
取扱いについて55ページ
- ・協議項目第21－号 各種事務事業（社会教育事業）の
取扱いについて62ページ

その他

上島合併協議会事務局報告

(1) 事務事業一元化業務について

事務局において、下記分科会・部会分の事務事業一元化調書を調整し、幹事会へ提案した。

- ・住民分科会
- ・高齢者分科会
- ・産業分科会
- ・建設分科会
- ・会計分科会
- ・教育部会

(2) 各種打ち合わせ会について

- 電算システムの統合に関する打ち合わせ会
各分科会の各担当職員による協議・検討

(3) 上島の未来を考えるフォーラムについて

日 時 平成15年11月15日(土) 14:00～16:05

場 所 弓削小学校体育館

参集者 約330人

第14回上島合併協議会幹事会報告

1. 日 時 平成15年11月11日（火） 9：10～11：30

2. 場 所 弓削町総合庁舎 3階第1会議室

3. 出席者 幹事 7名 事務局 4名 その他1名 計12名
＊今治地方局総務調整課 1名

4. 議 事 (1) 電子申請受付システムについて

県において構築中の電子申請受付システムについて説明。

システム詳細設計費用負担金として、各町村16年度当初予算に下記のとおり計上することとした。

弓削町	118,000 円	生名村	110,000 円
岩城村	111,000 円	魚島村	101,000 円

(2) 電算ネットワーク統合について

企画分科会プロジェクトで検討中のネットワーク統合について、今治情報センター担当者より説明。

- ネットワークポロジ（接続形態）は、スター型若しくは、直列型とし、サーバ室については、第1候補弓削町2階資料室、第2候補上島上水道企業団2階、第3候補上島上水道企業団3階とし検討する。
- 平成16年4月24日広域ネットワーク運用開始予定。
- ネットワーク統合に係る費用としては、協議前に対して15年度は36,500千円、16年度は19,000千円増額となる。

(3) 事務事業一元化調書（総括表）について

前回に引き続き、事務局で作成の『事務事業一元化調書』を基に協議した。（高齢者分科会）

第15回上島合併協議会幹事会報告

1. 日 時 平成15年12月2日（火） 14:10～17:00

2. 場 所 弓削町総合庁舎 3階第1会議室

3. 出席者 幹事 8名 事務局 5名 計13名
*今治地方局総務調整課 1名

4. 議 事 (1) 第9回協議会について

*第9回協議会に次の事項を提案することを決定した。

【報告事項】

1) 事務局報告について

○第8回協議会以後の事務局活動について報告する。

2) 幹事会報告について

○第14回、15回の幹事会について報告する。

【議決事項】

平成15年度補正予算（第1号）について

【協議事項】

1) 一部事務組合の取扱い（その2）について

（越智郡老人ホーム組合、越智郡島部消防事務組合）

2) 各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて

3) // （児童福祉事業）の取扱いについて

4) // （その他福祉事業）の取扱いについて

5) // （建設関係事業）の取扱いについて

6) // （学校教育事業）の取扱いについて

7) // （社会教育事業）の取扱いについて

(2) 電算ネットワーク統合に伴うサーバ室の位置について

サーバ室の位置について、企画分科会プロジェクトで検討した4案をもとに協議した結果、セキュリティー及び運用の利便性を考慮し、弓削町役場2F 現サーバ室と資料室を利用することとした。

議案第10号

平成15年度上島合併協議会補正予算（第1号）について

上島合併協議会の平成15年度歳入歳出補正予算を次のとおり提出する。

平成15年12月10日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

平成15年度 上島合併協議会補正予算（第1号）

1. 補正予算総則
 2. 歳入歳出予算補正
 3. 補正予算に関する説明書
- （1）歳入歳出補正予算事項別明細書

平成15年度 上島合併協議会補正予算（第1号）

平成15年度上島合併協議会の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,200千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,200千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成15年12月10日提出

上島合併協議会
会 長 木 下 良 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 負担金		14,000	3,200	17,200
	1 負担金	14,000	3,200	17,200
歳入合計		20,000	3,200	23,200

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 運営費		9,307	1,041	10,348
	1 会議費	3,769	605	4,374
	2 事務費	5,538	436	5,974
2 事業費		10,645	2,159	12,804
	1 事業推進費	10,606	2,159	12,765
歳出合計		20,000	3,200	23,200

補正予算に関する説明書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総 括

(2) 歳 入

(3) 歳 出

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計
1 負 担 金	14,000	3,200	17,200
歳 入 合 計	20,000	3,200	23,200

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	その他特財	
1 運 営 費	9,307	1,041	10,348	0	0	1,041
2 事 業 費	10,645	2,159	12,804	0	0	2,159
歳 出 合 計	20,000	3,200	23,200	0	0	3,200

2. 歳 入

(1款) 負 担 金

(1項) 負 担 金

(単位：千円)

目	補正前額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 負 担 金	14,000	3,200	17,200	1 負担金	3,200	4ヶ町村負担金 800×4ヶ町村=3,200
計	14,000	3,200	17,200			

3. 歳 出

(1款) 運営費
(1項) 会議費

(単位：千円)

目	補正前額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	その他特財				
1 会議費	3,769	605	4,374	0	0	605	1 1 需用費	368	調印式用 メイン看板 30,000 町村旗、リボン等 消耗品 338,000
							1 4 使用料及 び賃借料	237	フォーラム用 船舶借上げ料 魚島⇔弓削 57,750 岩城⇔生名⇔弓削 105,000 音響・照明借上げ料 73,500
計	3,769	605	4,374	0	0	605			

(1 款) 運営費

(2 項) 事務費

(単位：千円)

目	補正前額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	その他特財				
1 事務費	5,538	436	5,974	0	0	436	1 1 需用費	436	コピー代、消耗品他 436,000
計	5,538	436	5,974	0	0	436			

(2 款) 事業費

(1 項) 事業推進費

(単位：千円)

目	補正前額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	その他特財				
1 事業推進費	10,606	2,159	12,765	0	0	2,159	1 1 需用費	559	調印書印刷代 協定書 376,425 フォーラム看板 113,400 フォーラムチラシ 68,250
							1 3 委託料	1,600	新町防災行政無線 実施設計委託料
計	10,606	2,159	12,765	0	0	2,159			

平成15年度上島合併協議会補正予算（第1号）資料

※部分が補正項目

（歳 入）

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	計	備 考
1. 負担金				14,000,000	3,200,000	17,200,000	
	1. 負担金			14,000,000	3,200,000	17,200,000	
		1. 負担金		14,000,000	3,200,000	17,200,000	
			1. 負担金	14,000,000	3,200,000	17,200,000	800千円×4ヶ町村
2. 県支出金				4,000,000	0	4,000,000	
	1. 県補助金			4,000,000	0	4,000,000	
		1. 県補助金		4,000,000	0	4,000,000	
			1. 県補助金	4,000,000	0	4,000,000	
3. 繰越金				1,998,000	0	1,998,000	
	1. 繰越金			1,998,000	0	1,998,000	
		1. 繰越金		1,998,000	0	1,998,000	
			1. 繰越金	1,998,000	0	1,998,000	
4. 諸収入				2,000	0	2,000	
	1. 預金利子			1,000	0	1,000	
		1. 預金利子		1,000	0	1,000	
			1. 預金利子	1,000	0	1,000	
	2. 雑入			1,000	0	1,000	
		1. 雑入		1,000	0	1,000	
			1. 雑入	1,000	0	1,000	
計				20,000,000	3,200,000	23,200,000	

（歳 出）

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	計	備 考
1. 運営費				9,307,000	1,041,000	10,348,000	
	1. 会議費			3,769,000	605,000	4,374,000	
		1. 会議費		3,769,000	605,000	4,374,000	
			1. 報酬	2,062,000	0	2,062,000	
			9. 旅費	1,030,000	0	1,030,000	
			1 1. 需用費	490,000	368,000	858,000	調印式用（看板、リボン等消耗品）
			1 2. 役務費	120,000	0	120,000	
			1 4. 使用料及び賃借料	67,000	237,000	304,000	フォーラム用船舶借上料
	2. 事務費			5,538,000	436,000	5,974,000	
		1. 事務費		5,538,000	436,000	5,974,000	
			3. 職員手当	1,940,000	0	1,940,000	
			4. 共済費	255,000	0	255,000	
			7. 賃金	1,593,000	0	1,593,000	
			9. 旅費	288,000	0	288,000	
			1 1. 需用費	800,000	436,000	1,236,000	コピー代（カラー含）
			1 2. 役務費	300,000	0	300,000	
			1 3. 委託料	265,000	0	265,000	
			1 4. 使用料及び賃借料	56,000	0	56,000	
			1 8. 備品購入費	31,000	0	31,000	
			1 9. 負担金及び交付金	10,000	0	10,000	
2. 事業費				10,645,000	2,159,000	12,804,000	
	1. 事業推進費			10,606,000	2,159,000	12,765,000	
		1. 事業推進費		10,606,000	2,159,000	12,765,000	
			9. 普通旅費	134,000	0	134,000	
			1 1. 需用費	1,935,000	559,000	2,494,000	協定書印刷代、フォーラム看板代
			1 2. 役務費	162,000	0	162,000	
			1 3. 委託料	8,375,000	1,600,000	9,975,000	新町防災行政無線設計委託料
	2. 調査研究費			39,000	0	39,000	
		1. 調査研究費		39,000	0	39,000	
			9. 旅費	17,000	0	17,000	
			1 1. 需用費	10,000	0	10,000	
			1 2. 役務費	12,000	0	12,000	
3. 予備費				48,000	0	48,000	
	1. 予備費			48,000	0	48,000	
		1. 予備費		48,000	0	48,000	
計				20,000,000	3,200,000	23,200,000	

協議項目第15号

一部事務組合の取扱い（その2）について

一部事務組合の取扱い（その2）について提出する。

平成15年12月10日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

一部事務組合の取扱い（その2）について	
1.	越智郡老人ホーム組合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該組合の事務のうち特別養護老人ホーム「海光園」に係る事務については、新町において行うものとする。 なお、当該組合のうち特別養護老人ホーム「海光園」の事務に係る職員及び財産については、組合関係町村の協議により新町において受け継ぐものとする。
2.	越智郡島部消防事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該組合の事務のうち4ヶ町村に係る消防事務については、新町において行うものとする。 なお、当該組合のうち4ヶ町村の消防事務に係る職員及び財産については、組合関係町村の協議により新町において受け継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	15 一部事務組合の取扱い（その2）	関 係 項 目	越智郡老人ホーム組合
調 整 方 針	越智郡老人ホーム組合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該組合の事務のうち特別養護老人ホーム「海光園」に係る事務については、新町において行うものとする。 なお、当該組合のうち特別養護老人ホーム「海光園」の事務に係る職員及び財産については、組合関係町村の協議により新町において受け継ぐものとする。		

区 分		現 況		区 分		現 況																																																						
名称	越智郡老人ホーム組合			入所の状況	<table><tr><td></td><td>朝倉村</td><td>玉川町</td><td>波方町</td><td>大西町</td><td>菊間町</td><td>吉海町</td><td>宮窪町</td><td>伯方町</td></tr><tr><td>清流園</td><td>6</td><td>5</td><td>6</td><td>9</td><td>13</td><td>6</td><td>4</td><td>6</td></tr><tr><td>楠風園</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td>3</td><td>4</td><td>6</td></tr><tr><td>海光園</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>3</td><td></td></tr><tr><td>海光園(短期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								朝倉村	玉川町	波方町	大西町	菊間町	吉海町	宮窪町	伯方町	清流園	6	5	6	9	13	6	4	6	楠風園			2			3	4	6	海光園			1	1	1		3		海光園(短期)												
	朝倉村	玉川町	波方町		大西町	菊間町	吉海町	宮窪町	伯方町																																																			
清流園	6	5	6		9	13	6	4	6																																																			
楠風園			2				3	4	6																																																			
海光園			1		1	1		3																																																				
海光園(短期)																																																												
設立年月日	昭和29年7月31日			<table><tr><td></td><td>上浦町</td><td>大三島町</td><td>関前村</td><td>魚島村</td><td>弓削町</td><td>生名村</td><td>岩城村</td><td>その他</td><td>計</td></tr><tr><td>清流園</td><td>1</td><td></td><td>2</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td><td>69</td></tr><tr><td>楠風園</td><td>9</td><td>21</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td>2</td><td></td><td>49</td></tr><tr><td>海光園</td><td></td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>17</td><td>20</td><td>2</td><td>8</td><td>59</td></tr><tr><td>海光園(短期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr></table>								上浦町	大三島町	関前村	魚島村	弓削町	生名村	岩城村	その他	計	清流園	1		2	3	2	2	1	3	69	楠風園	9	21			2		2		49	海光園		3	2	1	17	20	2	8	59	海光園(短期)					1				1
	上浦町	大三島町	関前村	魚島村	弓削町	生名村	岩城村	その他	計																																																			
清流園	1		2	3	2	2	1	3	69																																																			
楠風園	9	21			2		2		49																																																			
海光園		3	2	1	17	20	2	8	59																																																			
海光園(短期)					1				1																																																			
構成団体	朝倉村、玉川町、大西町、菊間町、波方町、宮窪町、吉海町、伯方町、岩城村、弓削町、魚島村、生名村、大三島町、上浦町、関前村			〇一般会計決算																																																								
根拠法令	地方自治法第284条 老人福祉法第20条の4及び同法第20条の5 越智郡老人ホーム組合規約			歳入 (単位:千円、%) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">平成13年度</th><th colspan="2">平成14年度</th></tr><tr><th>決算額</th><th>構成比</th><th>決算額</th><th>構成比</th></tr><tr><td colspan="2">分担金及び負担金</td><td colspan="2">負担金</td><td>5,000</td><td>1.3</td><td>5,000</td><td>1.3</td></tr><tr><td colspan="2">町村支出金</td><td colspan="2">町村負担金</td><td>260,760</td><td>70.6</td><td>255,610</td><td>68.9</td></tr><tr><td colspan="2">繰越金</td><td colspan="2">繰越金</td><td>102,342</td><td>27.7</td><td>109,686</td><td>29.6</td></tr><tr><td colspan="2">諸収入</td><td colspan="2">諸収入</td><td>1,393</td><td>0.4</td><td>554</td><td>0.2</td></tr><tr><td colspan="2">歳 入 合 計</td><td colspan="2"></td><td>369,495</td><td>100.0</td><td>370,850</td><td>100.0</td></tr></table>							項 目		平成13年度		平成14年度		決算額	構成比	決算額	構成比	分担金及び負担金		負担金		5,000	1.3	5,000	1.3	町村支出金		町村負担金		260,760	70.6	255,610	68.9	繰越金		繰越金		102,342	27.7	109,686	29.6	諸収入		諸収入		1,393	0.4	554	0.2	歳 入 合 計				369,495	100.0	370,850	100.0
項 目		平成13年度		平成14年度																																																								
		決算額	構成比	決算額	構成比																																																							
分担金及び負担金		負担金		5,000	1.3	5,000	1.3																																																					
町村支出金		町村負担金		260,760	70.6	255,610	68.9																																																					
繰越金		繰越金		102,342	27.7	109,686	29.6																																																					
諸収入		諸収入		1,393	0.4	554	0.2																																																					
歳 入 合 計				369,495	100.0	370,850	100.0																																																					
事務所の位置	今治市北宝来町1丁目1番地の16（越智郡町村会内）			歳出 (単位:千円、%) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">平成13年度</th><th colspan="2">平成14年度</th></tr><tr><th>決算額</th><th>構成比</th><th>決算額</th><th>構成比</th></tr><tr><td colspan="2">総務費</td><td colspan="2">総務管理費</td><td>4,871</td><td>1.9</td><td>5,005</td><td>1.9</td></tr><tr><td colspan="2">民生費</td><td colspan="2">社会福祉費</td><td>254,938</td><td>98.1</td><td>253,525</td><td>98.1</td></tr><tr><td colspan="2">公債費</td><td colspan="2">公債費</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">歳 出 合 計</td><td colspan="2"></td><td>259,809</td><td>100.0</td><td>258,530</td><td>100.0</td></tr></table>							項 目		平成13年度		平成14年度		決算額	構成比	決算額	構成比	総務費		総務管理費		4,871	1.9	5,005	1.9	民生費		社会福祉費		254,938	98.1	253,525	98.1	公債費		公債費		—	—	—	—	歳 出 合 計				259,809	100.0	258,530	100.0								
項 目		平成13年度		平成14年度																																																								
		決算額	構成比	決算額	構成比																																																							
総務費		総務管理費		4,871	1.9	5,005	1.9																																																					
民生費		社会福祉費		254,938	98.1	253,525	98.1																																																					
公債費		公債費		—	—	—	—																																																					
歳 出 合 計				259,809	100.0	258,530	100.0																																																					
共同処理事務	老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム及び同法第20条の5に規定する特別養護老人ホームの設置及び管理に関する事務			歳入歳出差引残高(平成14年度決算) 112,320千円 (内訳) 事務局 1,138千円 清流園 61,813千円 楠風園 49,369千円																																																								
議会の組織	定数15人（関係町村の長）			な し																																																								
組合長等	組合長 :1人 波方町長 (任期:関係町村長の任期) 副組合長:3人 朝倉村長 (任期:関係町村長の任期) 大三島町長 (任期:関係町村長の任期) 生名村長 (任期:関係町村長の任期) 収入役 :1人 (任期:2年) 監査委員:2人 (任期:2年)																																																											
職員数 ※実数(定数)	<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">職 員 定 数 (実 数)</th><th rowspan="2">計</th></tr><tr><th>吏 員</th><th>その他の職員</th></tr><tr><td>組合事務局</td><td>2(2)</td><td></td><td>2(2)</td></tr><tr><td>清 流 園</td><td>12(13)</td><td>4(5)</td><td>16(18)</td></tr><tr><td>楠 風 園</td><td>11(11)</td><td>4(5)</td><td>15(16)</td></tr><tr><td>海 光 園</td><td>25(25)</td><td>5(5)</td><td>30(30)</td></tr><tr><td>計</td><td>50(51)</td><td>13(15)</td><td>63(66)</td></tr></table>			区 分	職 員 定 数 (実 数)		計	吏 員	その他の職員	組合事務局	2(2)		2(2)	清 流 園	12(13)	4(5)	16(18)	楠 風 園	11(11)	4(5)	15(16)	海 光 園	25(25)	5(5)	30(30)	計	50(51)	13(15)	63(66)																															
区 分	職 員 定 数 (実 数)		計																																																									
	吏 員	その他の職員																																																										
組合事務局	2(2)		2(2)																																																									
清 流 園	12(13)	4(5)	16(18)																																																									
楠 風 園	11(11)	4(5)	15(16)																																																									
海 光 園	25(25)	5(5)	30(30)																																																									
計	50(51)	13(15)	63(66)																																																									
施設の状況	養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>入 所 定 員 (実 数)</th></tr><tr><td>越智郡養護老人ホーム 清流園</td><td>朝 倉 村</td><td>70人(69人)</td></tr><tr><td>越智郡養護老人ホーム 楠風園</td><td>大三島町</td><td>50人(49人)</td></tr><tr><td>越智郡特別養護老人ホーム 海光園</td><td>生 名 村</td><td>介護老人福祉施設 59人(59人) 短期入所施設 12人(1人)</td></tr></table> 〈H15.9.1現在〉			名 称	位 置	入 所 定 員 (実 数)	越智郡養護老人ホーム 清流園	朝 倉 村	70人(69人)	越智郡養護老人ホーム 楠風園	大三島町	50人(49人)	越智郡特別養護老人ホーム 海光園	生 名 村	介護老人福祉施設 59人(59人) 短期入所施設 12人(1人)	公債費																																												
名 称	位 置	入 所 定 員 (実 数)																																																										
越智郡養護老人ホーム 清流園	朝 倉 村	70人(69人)																																																										
越智郡養護老人ホーム 楠風園	大三島町	50人(49人)																																																										
越智郡特別養護老人ホーム 海光園	生 名 村	介護老人福祉施設 59人(59人) 短期入所施設 12人(1人)																																																										

上島合併協議会 調整方針

協議事項	15 一部事務組合の取扱い（その2）	関係項目	越智郡老人ホーム組合
調整方針			

区 分	現 況	区 分	現 況																																																																														
土地及び建物	○建物 (単位:㎡) <table><tr><td>施 設</td><td>構 造</td><td>面 積</td></tr><tr><td>清 流 園</td><td>非 木 造</td><td>2,211.54</td></tr><tr><td>楠 風 園</td><td>非 木 造</td><td>1,515.02</td></tr></table>	施 設	構 造	面 積	清 流 園	非 木 造	2,211.54	楠 風 園	非 木 造	1,515.02	特別会計決算	○特別会計決算 歳入 (単位:千円、%) <table><tr><td colspan="2">項 目</td><td colspan="2">平成13年度</td><td colspan="2">平成14年度</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>決算額</td><td>構成比</td><td>決算額</td><td>構成比</td></tr><tr><td rowspan="2">サービス収入</td><td>施設介護サービス収入</td><td>229,488</td><td>63.9</td><td>216,975</td><td>55.5</td></tr><tr><td>居宅介護サービス収入</td><td>4,175</td><td>1.2</td><td>12,513</td><td>3.2</td></tr><tr><td>寄付金</td><td>寄付金</td><td>280</td><td>0.1</td><td>1,333</td><td>0.3</td></tr><tr><td>繰越金</td><td>繰越金</td><td>124,046</td><td>34.6</td><td>159,556</td><td>40.8</td></tr><tr><td>諸収入</td><td>諸収入</td><td>898</td><td>0.2</td><td>851</td><td>0.2</td></tr><tr><td colspan="2">歳 入 合 計</td><td>358,887</td><td>100.0</td><td>391,228</td><td>100.0</td></tr></table>	項 目		平成13年度		平成14年度				決算額	構成比	決算額	構成比	サービス収入	施設介護サービス収入	229,488	63.9	216,975	55.5	居宅介護サービス収入	4,175	1.2	12,513	3.2	寄付金	寄付金	280	0.1	1,333	0.3	繰越金	繰越金	124,046	34.6	159,556	40.8	諸収入	諸収入	898	0.2	851	0.2	歳 入 合 計		358,887	100.0	391,228	100.0																						
	施 設	構 造	面 積																																																																														
清 流 園	非 木 造	2,211.54																																																																															
楠 風 園	非 木 造	1,515.02																																																																															
項 目		平成13年度		平成14年度																																																																													
		決算額	構成比	決算額	構成比																																																																												
サービス収入	施設介護サービス収入	229,488	63.9	216,975	55.5																																																																												
	居宅介護サービス収入	4,175	1.2	12,513	3.2																																																																												
寄付金	寄付金	280	0.1	1,333	0.3																																																																												
繰越金	繰越金	124,046	34.6	159,556	40.8																																																																												
諸収入	諸収入	898	0.2	851	0.2																																																																												
歳 入 合 計		358,887	100.0	391,228	100.0																																																																												
物件	○物件 (単位:㎡) <table><tr><td>施 設</td><td>種 別</td><td>面 積</td></tr><tr><td>清 流 園</td><td>地 上 権</td><td>5,775.0</td></tr><tr><td>楠 風 園</td><td>地 上 権</td><td>5,094.7</td></tr></table> 参考:土地については、各町村所有	施 設	種 別	面 積	清 流 園	地 上 権	5,775.0	楠 風 園	地 上 権	5,094.7		歳出 (単位:千円、%) <table><tr><td colspan="2">項 目</td><td colspan="2">平成13年度</td><td colspan="2">平成14年度</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>決算額</td><td>構成比</td><td>決算額</td><td>構成比</td></tr><tr><td>総務費</td><td>施設管理費</td><td>160,374</td><td>80.5</td><td>159,674</td><td>81.3</td></tr><tr><td rowspan="2">サービス事業費</td><td>施設介護サービス事業費</td><td>38,346</td><td>19.2</td><td>35,316</td><td>18.0</td></tr><tr><td>居宅介護サービス事業費</td><td>610</td><td>0.3</td><td>1,352</td><td>0.7</td></tr><tr><td colspan="2">歳 出 合 計</td><td>199,330</td><td>100.0</td><td>196,342</td><td>100.0</td></tr></table> 歳入歳出差引額(平成14年度決算) 194,886千円 な し	項 目		平成13年度		平成14年度				決算額	構成比	決算額	構成比	総務費	施設管理費	160,374	80.5	159,674	81.3	サービス事業費	施設介護サービス事業費	38,346	19.2	35,316	18.0	居宅介護サービス事業費	610	0.3	1,352	0.7	歳 出 合 計		199,330	100.0	196,342	100.0																																		
施 設	種 別	面 積																																																																															
清 流 園	地 上 権	5,775.0																																																																															
楠 風 園	地 上 権	5,094.7																																																																															
項 目		平成13年度		平成14年度																																																																													
		決算額	構成比	決算額	構成比																																																																												
総務費	施設管理費	160,374	80.5	159,674	81.3																																																																												
サービス事業費	施設介護サービス事業費	38,346	19.2	35,316	18.0																																																																												
	居宅介護サービス事業費	610	0.3	1,352	0.7																																																																												
歳 出 合 計		199,330	100.0	196,342	100.0																																																																												
市町村別措置費 の状況	平成14年度市町村別措置費明細書 (単位:円) <table><tr><td></td><td>清 流 園</td><td>楠 風 園</td><td>計</td></tr><tr><td>朝 倉 村</td><td>12,651,137</td><td></td><td>12,651,137</td></tr><tr><td>玉 川 町</td><td>10,093,371</td><td></td><td>10,093,371</td></tr><tr><td>波 方 町</td><td>14,411,191</td><td>4,367,885</td><td>18,779,076</td></tr><tr><td>大 西 町</td><td>16,326,821</td><td></td><td>16,326,821</td></tr><tr><td>菊 間 町</td><td>25,702,992</td><td>2,075,600</td><td>27,778,592</td></tr><tr><td>吉 海 町</td><td>18,681,595</td><td>7,282,762</td><td>25,964,357</td></tr><tr><td>宮 窪 町</td><td>7,721,255</td><td>11,222,730</td><td>18,943,985</td></tr><tr><td>伯 方 町</td><td>11,948,370</td><td>13,251,601</td><td>25,199,971</td></tr><tr><td>魚 島 村</td><td>6,561,180</td><td></td><td>6,561,180</td></tr><tr><td>弓 削 町</td><td>2,209,760</td><td>2,657,220</td><td>4,866,980</td></tr><tr><td>生 名 村</td><td>4,032,860</td><td></td><td>4,032,860</td></tr><tr><td>岩 城 村</td><td>1,823,100</td><td>4,995,000</td><td>6,818,100</td></tr><tr><td>上 浦 町</td><td>1,398,859</td><td>18,687,141</td><td>20,086,000</td></tr><tr><td>大三島町</td><td></td><td>50,081,075</td><td>50,081,075</td></tr><tr><td>関 前 村</td><td>1,823,100</td><td></td><td>1,823,100</td></tr><tr><td>今 治 市</td><td>5,603,852</td><td></td><td>5,603,852</td></tr><tr><td>計</td><td>140,989,443</td><td>114,621,014</td><td>255,610,457</td></tr></table>		清 流 園	楠 風 園	計	朝 倉 村	12,651,137		12,651,137	玉 川 町	10,093,371		10,093,371	波 方 町	14,411,191	4,367,885	18,779,076	大 西 町	16,326,821		16,326,821	菊 間 町	25,702,992	2,075,600	27,778,592	吉 海 町	18,681,595	7,282,762	25,964,357	宮 窪 町	7,721,255	11,222,730	18,943,985	伯 方 町	11,948,370	13,251,601	25,199,971	魚 島 村	6,561,180		6,561,180	弓 削 町	2,209,760	2,657,220	4,866,980	生 名 村	4,032,860		4,032,860	岩 城 村	1,823,100	4,995,000	6,818,100	上 浦 町	1,398,859	18,687,141	20,086,000	大三島町		50,081,075	50,081,075	関 前 村	1,823,100		1,823,100	今 治 市	5,603,852		5,603,852	計	140,989,443	114,621,014	255,610,457	公債費	○建物 (単位:㎡) <table><tr><td>施 設</td><td>構 造</td><td>面 積</td></tr><tr><td>海 光 園</td><td>非 木 造</td><td>1,619.51</td></tr></table>	施 設	構 造	面 積	海 光 園	非 木 造	1,619.51
		清 流 園	楠 風 園	計																																																																													
朝 倉 村	12,651,137		12,651,137																																																																														
玉 川 町	10,093,371		10,093,371																																																																														
波 方 町	14,411,191	4,367,885	18,779,076																																																																														
大 西 町	16,326,821		16,326,821																																																																														
菊 間 町	25,702,992	2,075,600	27,778,592																																																																														
吉 海 町	18,681,595	7,282,762	25,964,357																																																																														
宮 窪 町	7,721,255	11,222,730	18,943,985																																																																														
伯 方 町	11,948,370	13,251,601	25,199,971																																																																														
魚 島 村	6,561,180		6,561,180																																																																														
弓 削 町	2,209,760	2,657,220	4,866,980																																																																														
生 名 村	4,032,860		4,032,860																																																																														
岩 城 村	1,823,100	4,995,000	6,818,100																																																																														
上 浦 町	1,398,859	18,687,141	20,086,000																																																																														
大三島町		50,081,075	50,081,075																																																																														
関 前 村	1,823,100		1,823,100																																																																														
今 治 市	5,603,852		5,603,852																																																																														
計	140,989,443	114,621,014	255,610,457																																																																														
施 設	構 造	面 積																																																																															
海 光 園	非 木 造	1,619.51																																																																															
		土地及び建物	○物件 (単位:㎡) <table><tr><td>施 設</td><td>種 別</td><td>面 積</td></tr><tr><td>海 光 園</td><td>地 上 権</td><td>4,643.5</td></tr></table> 参考:土地については、生名村所有	施 設	種 別	面 積	海 光 園	地 上 権	4,643.5																																																																								
施 設	種 別	面 積																																																																															
海 光 園	地 上 権	4,643.5																																																																															
		物件																																																																															

上島合併協議会 調整方針

協議事項	15 一部事務組合の取扱い（その2）	関係項目	越智郡島部消防事務組合
調整方針	越智郡島部消防事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該組合の事務のうち4ヶ町村に係る消防事務については、新町において行うものとする。 なお、当該組合のうち4ヶ町村の消防事務に係る職員及び財産については、組合関係町村の協議により新町において受け継ぐものとする。		

区 分	現 況	区 分	現 況																																												
名称	越智郡島部消防事務組合	普通会計決算	○普通会計決算 歳入 (単位:千円、%)																																												
設立年月日	昭和51年4月1日		<table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">平成13年度</th><th colspan="2">平成14年度</th></tr><tr><th>決算額</th><th>構成比</th><th>決算額</th><th>構成比</th></tr><tr><td>分担金及び負担金</td><td>455,418</td><td>86.9</td><td>446,472</td><td>78.6</td></tr><tr><td>使用料及び手数料</td><td>426</td><td>0.1</td><td>318</td><td>0.1</td></tr><tr><td>財産収入</td><td>1,472</td><td>0.3</td><td>821</td><td>0.1</td></tr><tr><td>繰入金</td><td>48,645</td><td>9.3</td><td>108,341</td><td>19.1</td></tr><tr><td>繰越金</td><td>18,078</td><td>3.4</td><td>12,202</td><td>2.1</td></tr><tr><td>諸収入</td><td>203</td><td>0.0</td><td>128</td><td>0.0</td></tr><tr><td>歳入合計</td><td>524,242</td><td>100.0</td><td>568,282</td><td>100.0</td></tr></table>	項 目	平成13年度		平成14年度		決算額	構成比	決算額	構成比	分担金及び負担金	455,418	86.9	446,472	78.6	使用料及び手数料	426	0.1	318	0.1	財産収入	1,472	0.3	821	0.1	繰入金	48,645	9.3	108,341	19.1	繰越金	18,078	3.4	12,202	2.1	諸収入	203	0.0	128	0.0	歳入合計	524,242	100.0	568,282	100.0
項 目	平成13年度		平成14年度																																												
	決算額		構成比	決算額	構成比																																										
分担金及び負担金	455,418		86.9	446,472	78.6																																										
使用料及び手数料	426		0.1	318	0.1																																										
財産収入	1,472		0.3	821	0.1																																										
繰入金	48,645		9.3	108,341	19.1																																										
繰越金	18,078		3.4	12,202	2.1																																										
諸収入	203		0.0	128	0.0																																										
歳入合計	524,242	100.0	568,282	100.0																																											
構成団体	吉海町、宮窪町、伯方町、魚島村、弓削町、生名村、岩城村、上浦町、大三島町、関前村	平成14年度負担金内訳																																													
根拠法令	地方自治法第284条 越智郡島部消防事務組合規約	弓削町: 53,965千円 生名村: 29,707千円 岩城村: 32,015千円 魚島村: 4,859千円																																													
事務所の位置	越智郡伯方町大字伊方甲1773番地の1	吉海町 : 62,832千円 宮窪町 : 51,350千円 伯方町 : 87,832千円 上浦町 : 51,145千円 大三島町: 60,480千円 関前村 : 12,287千円																																													
共同処理事務	消防組織法(昭和22年法律第226号)及び消防法(昭和23年法律第186号)に定める消防事務(消防団及び消防水利に関する事務を除く。)	計 120,546千円 計 325,926千円																																													
議会の組織	定数20人 内訳 吉海町:2人、宮窪町:2人、伯方町:2人、魚島村:2人、弓削町:2人、生名村:2人、岩城村:2人、上浦町:2人、大三島町:2人、関前村:2人																																														
組合長等	組合長 :1人 宮窪町長 (任期:関係町村長の任期) 副組合長:1人 弓削町長 (任期:関係町村長の任期) 収入役 :1人 宮窪町収入役(任期:関係町村の収入役の任期) 監査委員:2人 識見委員 :1人 議会選出議員:1人																																														
組織	消防本部及び消防署 消防本部 消防署(管轄区域:越智郡島部一円) 大三島出張所(所管区域:上浦町、大三島町) 大島出張所 (所管区域:吉海町、宮窪町) 上島出張所 (所管区域:魚島村、弓削町、生名村、岩城村)	歳出 (単位:千円、%)																																													
職員数 ※実数(定数)	消防職員:67人(71人)(平成15年4月1日現在) 内訳 消防本部 : 6人 消防署 :24人(関前村駐在員含む。) 大三島出張所:12人 大島出張所 :12人 上島出張所 :13人(魚島村駐在員含む。) ※上記の内、上島出身職員:15人 消防本部 : 1人 消防署 : 1人 上島出張所 :13人	基金	<table><tr><th colspan="2">基 金 の 名 称</th><th>金 額</th></tr><tr><td colspan="2">財政調整基金</td><td>427,689</td></tr></table> 〈H15.3.31現在〉	基 金 の 名 称		金 額	財政調整基金		427,689																																						
基 金 の 名 称		金 額																																													
財政調整基金		427,689																																													

上島合併協議会 調整方針

協議事項	15 一部事務組合の取扱い（その2）	関係項目	越智郡島部消防事務組合
調整方針			

区 分	現 況					
建物	○建物 (単位:㎡、円)					
	区 分	所 在 地	構 造	延床面積	取得年月日	取得価額
	消防本部・署	伯方町大字伊方甲1773-1	鉄筋コンクリート2階建	617.67	昭和51年12月20日	169,675,000
	消防署別館	伯方町大字伊方甲1773-1	鉄骨2階建	197.54	平成11年12月20日	48,300,000
	消防車庫	伯方町大字伊方甲1773-1	鉄骨1階	56.00	昭和62年12月15日	5,376,000
	訓練塔	伯方町大字伊方甲1773-1	鉄骨16m		平成 4年 3月31日	5,817,071
	大三島出張所	上浦町大字井口5286	RC平屋建	175.75	昭和55年 4月25日	48,125,000
			木造平屋建(増築部)	47.55	平成 9年 2月20日	7,747,000
	大島出張所	宮窪町大字宮窪4764-1	鉄筋コンクリート2階建	210.23	昭和63年 7月19日	57,750,000
	上島出張所	弓削町下弓削203-1先	RC及びS造2F	157.75	昭和53年 5月22日	43,175,000
	生名村車庫	生名村	プレハブ造り	30.80	平成10年 3月27日	1,512,000
	岩城村車庫	岩城村	プレハブ造り	30.80	平成10年 3月19日	1,399,860
物品	○物品 (単位:㎡、円)					
	区 分	型 式	取得年月日	所在場所	取得価額	
	消防ポンプ自動車	三菱P-FG335C改(ポンプ:モリタA-2)	平成 2年 2月 9日	消防署	13,900,000	
	水槽付消防ポンプ自動車	三菱P-FK417F改(ポンプ:小川A-1)	平成元年11月 6日	消防署	寄贈	
	救助資機材搬送車	マツダN-WF4T改	昭和62年11月10日	消防署	2,750,000	
	高規格救急自動車	トヨタGB-VCH32S	平成10年 1月30日	消防署	28,350,000	
	救急自動車 2B	ニッサンL-FHGE24	昭和62年 1月29日	消防署	3,400,000	
	指令車	トヨタT-YX76V改	平成 3年12月17日	消防本部	1,950,000	
	広報車	ホンダV-HH4改	平成11年 2月 8日	消防署	1,450,000	
	搬送車	スズキM-DA71V	昭和63年12月20日	消防署	1,300,000	
	消防ポンプ自動車	三菱V-FG337C改(ポンプ:モリタA-2)	平成 2年10月16日	大三島出張所	13,180,000	
	小型動力ポンプ付積載車	トヨタM-YY50改(ポンプ:ラビットB-3)	昭和62年 1月23日	大三島出張所	3,750,000	
	救急自動車	いすゞT-WFR12FVH改	平成 4年10月27日	大三島出張所	寄贈	
	広報車	スズキV-DE51V改	平成 6年 3月17日	大三島出張所	1,500,000	
	消防ポンプ自動車	三菱V-FG337C改(ポンプ:モリタA-2)	平成 3年10月24日	大島出張所	13,900,000	
	救急自動車 2B	トヨタV-LH129S	平成 6年 8月31日	大島出張所	寄贈	
	広報車	スズキV-DE51V改	平成 6年 3月17日	大島出張所	1,500,000	
	小型動力ポンプ付積載車	トヨタT-YY51改(ポンプ:ラビットB-3)	平成 3年12月17日	上島出張所	4,600,000	
	救急自動車 2B	ニッサンT-FGTGE24	平成 3年 2月 1日	上島出張所	寄贈	
	広報車	スズキV-DE51V改	平成 6年 3月17日	上島出張所	1,500,000	
	広報車	ホンダV-HH3	平成10年10月19日	魚島村	1,150,000	
	救急自動車 1B	ニッサンE-KBC23	平成 9年 7月15日	生名村	3,300,000	
	小型動力ポンプ付積載車	スバルV-KS4改(ポンプ:ラビットB-3)	平成10年 9月21日	生名村	3,250,000	
	救急自動車 B-1	ニッサンE-KBC23	平成 9年 7月15日	岩城村	3,300,000	
	小型動力ポンプ付積載車	スバルV-KS4改(ポンプ:ラビットB-3)	平成10年 9月21日	岩城村	3,250,000	
	広報車	スズキM-DA51V	平成 3年 8月 9日	関前村(大下)	1,150,000	
	広報車	ホンダV-HH3	平成10年10月19日	関前村(岡村)	1,300,000	
	消防艇「しま」	32トン	平成 6年 2月14日	伯方町熊口港	173,560,000	
	救急艇「かみじま」	19トン	平成 8年 3月11日	弓削町弓削港	136,270,000	

協議項目第21－号

各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて提出する。

平成15年12月10日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて
1. 新町において、障害者計画を策定し、住民福祉の向上を図るため、サービス事業の充実に努めるものとする。
2. 国又は県等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおり新町に引き継ぐことを基本に調整するものとする。
3. 町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、均衡が図れるよう合併時に調整するものとする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業
調整方針	1. 新町において、障害者計画を策定し、住民福祉の向上を図るため、サービス事業の充実に努めるものとする。 2. 国又は県等の制度に基づいて実施している事業については、現行のとおりの新町に引き継ぐことを基本に調整するものとする。 3. 町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、均衡が図れるよう合併時に調整するものとする。		

223	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
身体障害者相談	【目的】 身体障害者相談員が身体障害者地域活動の中核となり、その活動の推進や障害者やその家族からの相談に応じ、必要な指導・助言等を行う。 【概要】 町長が推薦した者を、愛媛県知事が業務委託する。 [身体障害者相談員] 田村 光 氏 (期間H15年4月～H17年3月)	【目的】 同 左 【概要】 村長が推薦した者を、愛媛県知事が業務委託する。 [身体障害者相談員] 国貞 行弘 氏 (期間H15年4月～H17年3月)	【目的】 同 左 【概要】 同 左 [身体障害者相談員] 中村 文次 氏 (期間H15年4月～H17年3月)	【目的】 同 左 【概要】 同 左 [身体障害者相談員] 大山 秀子 氏 (期間H15年4月～H17年3月)	合併時に統合 同一内容により、現行のとおりの新町に引き継ぐ。 ただし、相談員については、県の方針に沿って合併までに調整する。
心身障害者扶養 共済制度	【概要】 障害のある方を扶養している保護者が、自ら生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度。 【加入できる保護者の要件】 障害のある方を現に扶養している保護者であって、次のすべての要件を満たしている方。 ①県内に住所があること。 ②年齢が65歳未満であること。 ③特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。 ④障害のある方1人に対して、加入できる保護者は1人。 【障害のある方の範囲】 将来独立自活することが困難であると認められる方(年齢不問) ・知的障害 ・身体障害(手帳1級～3級までに該当する障害) ・精神又は身体に永続的な障害のある方(例:精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等) 【実施時期】 随時 【加入者】 5人	【概要】 同 左 【加入できる保護者の要件】 同 左 【障害のある方の範囲】 同 左 【実施時期】 同 左 【加入者】 5人	【概要】 同 左 【加入できる保護者の要件】 同 左 【障害のある方の範囲】 同 左 【実施時期】 同 左 【加入者】 9人	【概要】 同 左 【加入できる保護者の要件】 同 左 【障害のある方の範囲】 同 左 【実施時期】 同 左 【加入者】 0人	合併時に統合 同一事務により、現行のとおりの新町に引き継ぐ。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
身体障害者手帳 及び療育手帳交付	【概要】 対象者からの申請受付 県への進達 県から交付 申請者へ交付	【概要】 同 左	【概要】 同 左	【概要】 同 左	合併時に統合 同一事務により、現行のとおり新町 に引き継ぐ。
重度心身障害者 医療費助成事業	【概要】 重度心身障害者の医療費の一部を 助成することにより、重度心身障害者 の生活の安定と保健の向上に寄与す る。 【対象者】 1級又は2級の身体障害者手帳所持者 判定機関で、知的障害者と判定され た療育手帳所持者 【助成額】 自己負担額の全額 ただし、入院時食事療養費標準負担 額は除く。 ※H14年度助成件数 1,797件 ※H14年度助成金額 8,506,741円 【財源内訳】 県 1/2、町 1/2	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【助成額】 同 左 ※H14年度助成件数 1,948件 ※H14年度助成金額 10,318,946円 【財源内訳】 県 1/2、村 1/2	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【助成額】 同 左 ※H14年度助成件数 2,167件 ※H14年度助成金額 8,829,717円 【財源内訳】 同 左	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【助成額】 同 左 ※H14年度助成件数 289件 ※H14年度助成金額 1,204,663円 【財源内訳】 同 左	合併時に統合 生名村の例に統一する。
更生医療の給付	【概要】 身体障害者の日常生活能力の回復 を図るための直接的かつ効果的な手 段として医学的な方法によって身体 の障害そのものを除去、あるいはその 程度を軽減する。 【対象者(主なもの)】 ①視覚障害の角膜移植手術、白内障 手術 ②聴覚障害者の外耳道形成手術 ③肢体不自由の人工関節置換手術 ④心臓障害のペースメーカー埋め 込み手術、弁置換手術 ⑤口蓋裂後遺症の歯科矯正 ⑥小腸障害の中心静脈栄養法 ⑦その他更生相談所が必要と認め たもの 【負担割合】 所得に応じて自己負担あり。 国 1/2、県 1/4、町 1/4	【概要】 同 左 【対象者(主なもの)】 同 左 【負担割合】 所得に応じて自己負担あり。 国 1/2、県 1/4、村 1/4	【概要】 同 左 【対象者(主なもの)】 同 左 【負担割合】 同 左	【概要】 同 左 【対象者(主なもの)】 同 左 【負担割合】 同 左	合併時に統合 同一事務により、現行のとおり新町 に引き継ぐ。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
心身障害児等日常生活用具給付等	【概要】 心身障害児等に対して、日常生活を送るうえで必要な日常生活用具の給付及び貸与。 例：電動タイプライター、特殊マット、特殊便器、入浴補助用具等 【対象者】 身体障害者手帳所持者 判定機関で、知的障害者(児)と判定された者 (障害内容、障害等級により用具の給付、貸与が異なる。) 【負担割合】 県 3/4、町 1/4	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【負担割合】 県 3/4、村 1/4	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【負担割合】 同 左	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【負担割合】 同 左	合併時に統合 同一事務により、現行のとおり新町に引き継ぐ。
重度身体障害者(児)日常生活用具給付	【概要】 在宅の重度身体障害者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図る。 例：電動タイプライター、特殊マット、特殊便器、入浴補助用具等 【対象者】 身体障害者手帳所持者 (障害内容、障害等級により用具の給付、貸与が異なる。) 【負担割合】 県 3/4、町 1/4	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【負担割合】 県 3/4、村 1/4	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【負担割合】 同 左	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【負担割合】 同 左	合併時に統合 同一事務により、現行のとおり新町に引き継ぐ。
身体障害者(児)補装具の交付及び修理	【概要】 身体の部分的欠損又は身体の機能の損傷を直接的に補うことにより、日常生活能力の回復に寄与し身体機能を補い、日常生活に利便を得る事が多く補装具の交付又は修理に要する費用を負担する。 【対象者】 身体障害者手帳所持者 (障害内容、障害等級により交付、修理が異なる。) 【負担割合】 国 1/2、県 1/4、町 1/4	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【負担割合】 国 1/2、県 1/4、村 1/4	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【負担割合】 同 左	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【負担割合】 同 左	合併時に統合 同一事務により、現行のとおり新町に引き継ぐ。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
重度身体障害者 (児)住宅整備事業	【概要】 在宅重度身体障害者(児)のいる世帯に対し、その住宅整備の改善を行うことにより、当該身体障害者(児)の日常生活を容易にし、その行動範囲を広げて自立更生を促進する。 【対象者】 町内に居住する身体障害者福祉法による障害等級表1級又は2級に該当する身体障害者(児)のいる低所得世帯(市町村民税均等割世帯以下) 【改善範囲】 台所、浴室、便所、洗面所、玄関等 【補助基準額】 1件当たり100万円 【補助金】 補助対象経費が補助基準額を超えない場合は補助対象経費の2/3 補助対象経費が補助基準額を超える場合は補助基準額の2/3 【負担割合】 県 1/3、町 1/3、自己負担 1/3	【概要】 同 左 【対象者】 村内に居住する身体障害者福祉法による障害等級表1級又は2級に該当する身体障害者(児)のいる低所得世帯(市町村民税均等割世帯以下) 【改善範囲】 同 左 【補助基準額】 同 左 【補助金】 同 左 同 左 【負担割合】 県 1/3、村 1/3、自己負担 1/3	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【改善範囲】 同 左 【補助基準額】 同 左 【補助金】 同 左 同 左 【負担割合】 同 左	—	合併時に統合 同一制度により、弓削町、生名村、岩城村の例により新町に引き継ぐ。
身体障害者自動車 運転免許取得費 助成	【概要】 身体障害者の自動車運転免許の取得を促進することにより、就労等社会活動への参加に寄与し、身体障害者の自立更生を図る。 【対象者】 身体障害者手帳所持者で町長が適当と認めた者 【補助対象経費】 自動車運転免許取得のために要した経費とし、補助率は1/2 ただし、1件10万円を限度	【概要】 同 左 【対象者】 身体障害者手帳所持者で村長が適当と認めた者 【補助対象経費】 同 左	【概要】 同 左 【補助対象経費】 同 左	—	合併時に統合 同一事務により、現行のとおり新町に引き継ぐ。
身体障害者用 自動車改造費助成	【概要】 身体障害者の自動車の改造に関する費用の一部を助成することにより、身体障害者が住みなれた地域社会の中で自立し、社会に参加できるよう援助する。 【対象者】 ①重度の上肢・下肢又は体幹機能障害 ②県内に住所を有する18歳以上の者	【概要】 同 左 【対象者】 同 左	【概要】 同 左 【対象者】 同 左	【概要】 同 左 【対象者】 同 左	合併時に統合 同一事務により、現行のとおり新町に引き継ぐ。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	③所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限額を超えない者 ④自らが所有し、運転する自動車の走向装置等の改造を必要とする者 【補助額】 身体障害者の自動車の改造に関する費用の一部(10万円を限度)を助成	【補助額】 同 左	【補助額】 同 左	【補助額】 同 左	
心身障害者 福祉年金	【概要】 障害者に対して障害者福祉手当を支給することによって、その障害者の福祉の増進を図る。 【受給資格者】 毎年4月1日現在において、住民基本台帳に記録されている者で、次の各号の1に該当する者 (1) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号障害程度等級の1級から6級までの身体障害者手帳を有する者 (2) 療育手帳制度の実施について(昭和48年児発第725号)に基づく障害程度A、Bの療育手帳を有する者 【年金の額】 [身体障害者年金] 1級 7,000円/年 2級 6,000円/年 3級 5,000円/年 4級 4,000円/年 5級 3,000円/年 6級 3,000円/年 [療育年金] A 7,000円/年 B 4,000円/年 【支給時期】 毎年10月に支給	【概要】 村内に居住する身体障害者及び知的障害者の生活の安定に寄与し、その福祉の増進を図るため、福祉年金を支給する。 【受給資格者】 [身体障害者福祉年金] 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の身体障害程度等級表第1級から第6級までの者で、身体障害者手帳を有し、かつ、その年度の4月1日において、本村に引き続き1年以上居住する者 [療育年金] 知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更正相談所又は児童福祉法第15条に規定する児童相談所において知的障害者と判定された者で、その年度の4月1日において、引き続き1年以上居住する者 【年金の額】 [身体障害者福祉年金] 1級 7,500円/年 2級 6,500円/年 3級 5,500円/年 4級 4,500円/年 5級 3,500円/年 6級 3,500円/年 [療育年金] 7,500円/年 【支給時期】 毎年6月に支給	【概要】 同 左 【受給資格者】 [身体障害者福祉年金] 同 左 [療育年金] 同 左 【年金の額】 [身体障害者福祉年金] 1級 7,500円/年 2級 6,500円/年 3級 5,500円/年 4級 3,500円/年 5級 3,500円/年 6級 3,500円/年 [療育年金] 7,500円/年 ただし、受給者が年金額を超える(同額の場合も同じ。)岩城村身体障害者福祉年金支給条例に規定する年金の支給を受けたときは、2分の1の額 【支給の時期】 毎年6月に支給	【概要】 身体障害者に対して身体障害者福祉年金を支給することによって、その生活の安定に寄与し、福祉の増進を図る。 【受給資格者】 [身体障害者福祉年金] 毎年4月1日現在において、住民基本台帳に記録されている者で、身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級から6級までの身体障害者手帳を有する者及び県福祉手当認定者 [療育年金] 弓削町と同じ 【年金の額】 [身体障害者福祉年金] 1級 10,000円/年 2級 9,000円/年 3級 8,000円/年 4級 7,000円/年 5級 6,000円/年 6級 5,000円/年 [療育年金] A 10,000円/年 B 9,000円/年 【支給時期】 毎年10月に支給	合併後に再編 障害者福祉年金については、生名村、岩城村の例を基本に調整する。 ただし、合併年度は、旧町村の例による。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
身体障害者福祉 協会補助	【目的】 弓削町身体障害者互助会が実施する活動に対して補助金を交付する。 【補助金額】 500,000円/年（H14年度実績）	【目的】 生名村身体障害者福祉協議会(会員178人)が実施する活動に対して補助金を交付する。 【補助金額】 108,000円/年（H14年度実績）	【目的】 岩城村身体障害者更生会(会員128人)が実施する活動に対して補助金を交付する。 【補助金額】 150,000円/年（H14年度実績）	【目的】 魚島村身体障害者福祉協議会(会員23人)が実施する活動に対して補助金を交付する。 【補助金額】 11,000円/年（H14年度実績）	合併後に再編 会の存続状況に応じて、新町において対応する。
在宅心身障害者等 介護手当	【概要】 居宅において心身障害者等を常時介護している者に対し、在宅心身障害者等介護手当を支給することにより、当該介護者及び心身障害者等の福祉の増進を図る。 【支給要件】 心身障害者等の主たる介護者に支給 【手当の額】 月額5,000円	【概要】 同 左 【支給要件】 同 左 【手当の額】 同 左	【概要】 同 左 【支給要件】 同 左 【手当の額】 同 左	【概要】 同 左 【支給要件】 同 左 【手当の額】 同 左	合併時に統合 同一事務により、現行のとおり新町に引き継ぐ。
有料道路割引券 交付	【概要】 障害者有料道路通行料金割引証交付申請書により割引券を交付	【概要】 同 左	【概要】 同 左	【概要】 同 左	合併時に統合 同一事務により、現行のとおり新町に引き継ぐ。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業
調整方針	資 料		

障害者福祉事業の取扱いに関する法令	
【障害者基本法】 （目的） 第一条 この法律は、障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において「障害者」とは、身体障害、精神薄弱又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。 （基本的理念） 第三条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする。 2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。 （国及び地方公共団体の責務） 第四条 国及び地方公共団体は、障害者の福祉を増進し、及び障害を予防する責務を有する。 （国民の責務） 第五条 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。 （自立への努力） 第六条 障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。 2 障害者の家庭にあつては、障害者の自立の促進に努めなければならない。 （施策の基本方針） 第七条 障害者の福祉に関する施策は、障害者の年齢並びに障害の種別及び程度に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。 （障害者基本計画等） 第七条の二 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。 3 市町村は、障害者基本計画（都道府県障害者計画が策定されているときは、障害者基本計画及び都道府県障害者計画）を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第五項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。	4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、中央障害者施策推進協議会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。地方障害者施策推進協議会を設置している市町村が市町村障害者計画を策定する場合においても、同様とする。 6 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。 7 都道府県又は市町村は、都道府県障害者計画又は市町村障害者計画を策定したときは、その要旨を公表しなければならない。 8 第四項及び第六項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画又は市町村障害者計画の変更について準用する。 【身体障害者福祉法】 （法の目的） 第一条 この法律は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。 （自立への努力及び機会の確保） 第二条 すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。 2 すべて身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。 （国、地方公共団体及び国民の責務） 第三条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（以下「更生援護」という。）を総合的に実施するように努めなければならない。 2 国民は、社会連帯の理念に基づき、身体障害者がその障害を克服し、社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するよう努めなければならない。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	21－ 各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業
調整方針	資 料		

障害者福祉事業の取扱いに関する法令	先進事例
【知的障害者福祉法】 （この法律の目的） 第一条 この法律は、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする。 （自立への努力及び機会の確保） 第一条の二 すべての知的障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。 2 すべての知的障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。 （国、地方公共団体及び国民の責務） 第二条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（以下「更生援護」という。）の実施に努めなければならない。 2 国民は、知的障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、知的障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。 （関係職員の協力義務） 第三条 この法律及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による更生援護の実施並びにその監督に当たる国及び地方公共団体の職員は、知的障害者に対する更生援護が児童から成人まで関連性をもつて行われるように相互に協力しなければならない。	☆さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。 障害者の社会参加にかかる事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。 ☆あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 (1) 身体障害者等福祉年金の支給については、免田町の例による。 (2) 心身障害児・者に対する各事業については、新町に引継ぎ、実施要項等は新町において調整する。 ☆高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定> 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕 1 障害者福祉関係の事業については、国又は県が定める事業については、現行の制度を基準に新しいまちにおいて調整して実施する。 2 各町村独自の制度については、合併時に統合して実施する。 ☆宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 国及び県の制度に基づく事業については、合併後も従前のとおりとする。 市町村単独事業については、現行のサービスを基礎とし、新市において統一した取扱いとなるよう調整する。 留意事項 障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、障害者の社会参加に係る事業等は統合又は再編し充実に努めることが適当である。 独自制度の内容に差異があるものは高い水準に統一することが多い。一の団体で行っている事業については、従来の実績を尊重し、域内全体の均衡が保たれ、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整することが適当である。 《総務省「合併協議会の運営の手引」より》

協議項目第21－号

各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて提出する。

平成15年12月10日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて
1. 児童育成計画については、現行の計画及び地域の実情を考慮し、新町において新たに策定するものとする。
2. 国又は県等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおり新町に引き継ぐことを基本に調整するものとする。
3. 町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、均衡が図れるよう合併時に調整するものとする。
4. 保育料については、国の徴収基準を参考に統一するものとする。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	児童福祉事業
調 整 方 針	1. 児童育成計画については、現行の計画及び地域の実情を考慮し、新町において新たに策定するものとする。 2. 国又は県等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおりに新町に引き継ぐことを基本に調整するものとする。 3. 町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、均衡が図れるよう合併時に調整するものとする。 4. 保育料については、国の徴収基準を参考に統一するものとする。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。		

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
児童手当	【概要】 児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資する。 【支給対象】 6歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(義務教育就学前の児童)を養育している方に支給。 ただし、所得制限あり。 【支給額】 第1子 5,000円(月額) 第2子 5,000円(月額) 第3子 10,000円(月額) 【受給者数】 59人(平成15年6月期)	【概要】 同 左 【支給対象】 同 左 【支給額】 同 左 【受給者数】 54人(平成15年6月期)	【概要】 同 左 【支給対象】 同 左 【支給額】 同 左 【受給者数】 55人(平成15年6月期)	【概要】 同 左 【支給対象】 同 左 【支給額】 同 左 【受給者数】 4人(平成15年6月期)	合併時に統合 同一制度により、現行のとおりに新町に引き継ぐ。
児童扶養手当	【概要】 経済的支柱である父と生計を同じくしていない児童が育成される世帯に児童の心身の健やかな成長に寄与するため手当を支給し、もって福祉の増進を図る。 【支給対象】 18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を扶養している母又は養育者。ただし、所得制限あり。 【支給額】 児童1人の場合(月額) 全額支給 42,370円 一部支給 10,000円～42,360円 児童2人の場合(月額) 5,000円加算 児童3人以上の場合(月額) 2人を除いた児童1人につき 3,000円加算 【受給者数】 16人(H15.9.1.現在)	【概要】 同 左 【支給対象】 同 左 【支給額(月額)】 同 左 【受給者数】 13人(H15.9.1.現在)	【概要】 同 左 【支給対象】 同 左 【支給額(月額)】 同 左 【受給者数】 8人(H15.9.1.現在)	【概要】 同 左 【支給対象】 同 左 【支給額(月額)】 同 左 【受給者数】 0人(H15.9.1.現在)	合併時に統合 同一制度により、現行のとおりに新町に引き継ぐ。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
特別児童扶養手当	【概要】 身体、知的又は精神に障害のある児童を監護している者に対して、特別児童扶養手当を支給することにより、障害児の福祉の増進を図る。 【支給対象】 20歳未満で、政令で定める障害の状態にある児童を監護している親若しくは養育者。ただし、所得制限あり。 【支給額】 1級 51,550円(一人当たりの月額) 2級 34,330円(") 【受給者数】 4人 (平成15年8月期)	【概要】 同 左 【支給対象】 同 左 【支給額】 同 左 【受給者数】 2人 (平成15年8月期)	【概要】 同 左 【支給対象】 同 左 【支給額】 同 左 【受給者数】 1人 (平成15年8月期)	【概要】 同 左 【支給対象】 同 左 【支給額】 同 左 【受給者数】 0人 (平成15年8月期)	合併時に統合 同一制度により、現行のとおり新町に引き継ぐ。
乳幼児医療費助成	【概要】 乳幼児の医療費の一部をその保護者に助成することによりその疾病の早期発見と治療を促進し、もって乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図る。 【対象者】 6歳到達後最初の3月末までの間にある乳幼児。ただし、3歳到達日の属する月の翌月初日からは、入院に係る保険給付に限る。 【助成金】 医療費の自己負担額の全額 ※H14年度助成件数 653件 ※H14年度助成金額 1,249,962円 【財源内訳】 県 1/2、町 1/2	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【助成金】 同 左 ※H14年度助成件数 504件 ※H14年度助成金額 1,192,536円 【財源内訳】 県 1/2、村 1/2	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【助成金】 同 左 ※H14年度助成件数 1,100件 ※H14年度助成金額 2,292,092円 【財源内訳】 同 左	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【助成金】 同 左 ※H14年度助成件数 13件 ※H14年度助成金額 32,750円 【財源内訳】 同 左	合併時に統合 同一制度により、現行のとおり新町に引き継ぐ。
母子家庭医療費助成	【概要】 母子家庭に対して医療費の一部を助成することにより、母子家庭の保健の向上と福祉の増進に寄与する。 【対象者】 本町が行う国保の被保険者で、次の各号のいずれかに該当し、医療保険各法の被保険者若しくはその被保険者。 (1) 児童を監護し、その者の生計を維持する配偶者のない女子 (2) 前号に定める者の監護を受け、その者と生計を同じくする児童 (3) 祖母と孫又は姉と弟妹からなる家庭であって、町長が母子家庭に準ずると認めるもの	【概要】 同 左 【対象者】 本村が行う国保の被保険者で、次の各号のいずれかに該当し、医療保険各法の被保険者若しくはその被保険者。 (1) 児童を監護し、その者の生計を維持する配偶者のない女子 (2) 前号に定める者の監護を受け、その者と生計を同じくする児童 (3) 祖母と孫又は姉と弟妹からなる家庭であって、村長が母子家庭に準ずると認めるもの	【概要】 同 左 【対象者】 同 左	【概要】 同 左 【対象者】 同 左	合併時に統合 同一制度により、現行のとおり新町に引き継ぐ。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	(4) 母子及び寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童 【助成金】 医療費の自己負担額の全額 ※H14年度助成件数 544件 ※H14年度助成金額 1,289,319円 【財源内訳】 県 1/2、町 1/2	(4) 母子及び寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童 【助成金】 同 左 ※H14年度助成件数 615件 ※H14年度助成金額 1,350,770円 【財源内訳】 県 1/2、村 1/2	【助成金】 同 左 ※H14年度助成件数 597件 ※H14年度助成金額 805,101円 【財源内訳】 同 左	【助成金】 同 左 ※H14年度助成件数 5件 ※H14年度助成金額 20,110円 【財源内訳】 同 左	
母子(寡婦)福祉 資金貸付	【概要】 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため所要の資金を貸し付ける。 【対象者】 ・ 母子家庭の母 ・ 20歳以上の子を扶養している寡婦 ・ 父母のいない20歳未満の者 【対象資金】 事業開始、事業継続、就職支度、就学、技能取得、修行、療養、生活、住宅、転宅、児童扶養(母子のみ)、修学支度、結婚資金の13種類 ※資金ごとに、貸付限度額、貸付期間、償還期間、利子等の条件が異なる。 【償還方法】 ・ 貸付終了(卒業)後、一定の措置期間後、償還を開始 ・ 方法:月賦、半年賦、年賦(資金の種類により異なる) ・ 期間:資金ごとに異なるが、最長10年 ※償還事務に関しては、県が行っている。	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【対象資金】 同 左 【償還方法】 同 左	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【対象資金】 同 左 【償還方法】 同 左	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【対象資金】 同 左 【償還方法】 同 左	合併時に統合 同一制度により、現行のとおり新町に引き継ぐ。
母子家庭小口資金 貸付	【概要】 母子家庭等の経済的自立の助成のため貸し付ける。 【対象者】 弓削町在住の母子世帯主 【貸付条件】 ①貸付金額:個人を原則とし、1人1回につき10万円以内とする。 ②貸付期間:6ヶ月以内とする。	【概要】 同 左 【対象者】 生名村在住の母子世帯主 【貸付条件】 ①貸付金額:個人を原則とし、1人1回につき5万円以内とする。 ②貸付期間:10ヶ月以内とする。	—	—	合併時に統合 弓削町の例を基本に調整する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	③償還方法:月賦償還を原則とする。ただし、特別の事情があれば一時払を認める。 ④利子:無利子とする。 ⑤保証人:1人以上の保証人が必要。	③償還方法:月賦償還を原則とする。ただし、特別の事情があれば一時払を認める。 ④利子:無利子とする。 ⑤保証人:1人以上の保証人が必要。			
母子家庭等福祉 手当	【概要】 母子家庭等の児童・生徒及び学生の修学及び養育に要する費用について母子家庭等福祉手当を支給することにより、母子家庭等の経済的安定と児童・生徒及び学生の福祉向上を図る。 【対象者】 ・弓削町に住所を有するもの ・夫の死亡あるいは離別による児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の受給者又は遺族年金の受給者であった者が、当該児童が満18歳に達したことにより資格を喪失している者で現に高等学校・高等専門学校・短期大学・専修学校・各種学校に在学中であること。児童扶養手当又は遺族年金の未受給者にあつては、母子家庭となった日以後高等学校・高等専門学校・短期大学・専修学校・各種学校を卒業するまでの間、現に養育している者 【支給額】 月を単位として1人月額10,000円 【受給者数】 0人（H15.9.1.現在）	【概要】 母子家庭等の児童・生徒の就学及び養育に要する費用について母子家庭等福祉手当を支給することにより、母子家庭等の経済的安定と児童・生徒の福祉向上を図る。 【対象者】 ・生名村に住所を有するもの ・児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の受給者又は遺族年金の受給者であった者が、当該児童が満18歳に達したことにより資格を喪失している者で福祉手当対象者を養育しているもの若しくは児童扶養手当又は遺族年金の未受給者にあつては、母子家庭等となった日以後福祉手当対象者を現に養育している者 ※福祉手当対象者は、生徒とする。 【支給額】 月を単位とし次に掲げる額(月額) 児童0人 生徒1人 41,100円 児童0人 生徒2人 46,100円 児童1人 生徒1人 5,000円 児童1人 生徒2人 8,000円 児童2人以上生徒1人 3,000円 児童2人以上生徒2人 6,000円 【受給者数】 0人（H15.9.1.現在）	—	—	合併時に統合 弓削町の例を基本に調整する。
母子寡婦福祉 連合会補助	【概要】 会員の相互扶助に勤め、母子家庭及び寡婦の福祉増進を図り、地域社会の発展に貢献することを目的とし、弓削町母子福祉会が実施する活動に対して補助金を交付する。 【補助金】 弓削町母子福祉会補助金 80,000円（平成14年度）	【概要】 会員の相互扶助に勤め、母子家庭及び寡婦の福祉増進を図り、地域社会の発展に貢献することを目的とし、生名村母子寡婦福祉協議会が実施する活動に対して補助金を交付する。 【補助金】 生名村母子寡婦福祉協議会補助金 36,000円（平成14年度）	【概要】 会員の相互扶助に勤め、母子家庭及び寡婦の福祉増進を図り、地域社会の発展に貢献することを目的とし、岩城村母子会が実施する活動に対して補助金を交付する。 【補助金】 岩城村母子会補助金 60,000円（平成14年度）	【概要】 会員の相互扶助に勤め、母子家庭及び寡婦の福祉増進を図り、地域社会の発展に貢献することを目的とし、魚島村母子福祉会が実施する活動に対して補助金を交付する。 【補助金】 魚島村母子福祉会 11,000円（平成14年度）	合併後に再編 新町において検討する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
保育所事業	【保育所数】 公立1ヶ所 【名称】 弓削保育所 【定員】 45名 【保育時間】 平日 7:30～17:30 土曜 7:30～12:30 【職員数】 所長 1名 保育士 3名（正規2名、臨時1名） 調理員 1名	【保育所数】 公立1ヶ所 【名称】 生名村保育所 【定員】 45名 【保育時間】 平日 原則8:00～16:30 土曜 原則8:00～12:30 【職員数】 所長 1名 保育士 4名（正規3名、臨時1名） 調理員 1名（正規1名）	【保育所数】 公立1ヶ所 【名称】 岩城保育所 【定員】 60名 【保育時間】 平日 原則8:30～16:00 早朝・いのこり 7:30～17:00 土曜 原則8:30～12:30 早朝 7:30～ 【職員数】 所長 1名 保育士 6名（正規5名、賃金1名） 調理員 2名（正規1名、賃金1名）	【保育所数】 公立1ヶ所 【名称】 魚島保育園 【定員】 30名 【保育時間】 平日 原則8:00～15:00 延長8:00～17:00 土曜 原則休日 希望者のみ保育8:00～12:15 【職員数】 所長 1名 保育士 2名（正規1名、臨時1名） 調理員 1名（臨時1名）	存続 当面現行のとおりとする。 保育時間等の統一については、各保育所の実情を踏まえ、新町において検討する。
乳児保育	【概要】 出産後、乳児保育をする保育所があれば安心して出産し、働くことができる保護者のニーズに応え、育児休暇終了後から受け入れていく。 【対象】 育児休暇終了後（満1歳到達月）若しくは離乳食完了後	—	—	—	合併時に統合 弓削町の例により調整する。
障害児保育	【概要】 集団保育が可能で日々通所できる保育に欠ける障害児の保育の処遇の向上を図る。 【対象】 集団保育が可能で日々通所できる障害児が保育の実施を希望した場合	—	【概要】 弓削町と同じ 【対象】 弓削町と同じ	—	合併時に統合 障害児の入所状況に応じて新町で対応する。
保育所給食	【概要】 入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、おいしい、楽しいという情緒的機能や食事を大切にする考え方を教える等の教育的機能などの役割を果たす。 【調理方法】 献立作成は調理員及び所長が行い、保育所で調理する。 3歳未満児は完全給食を実施。 3歳以上児は月2回完全給食を実施。 【負担割合】 3歳以上児については、主食代を保護者負担。	【概要】 同 左 【調理方法】 献立は保育所調理員が作成し、保育所で調理する。 米飯は3歳未満児のみ保育所で調理し、3歳以上児は持参する。 【負担割合】 3歳以上児については、米飯を保護者負担。	【概要】 同 左 【調理方法】 献立作成は調理員及び所長が行い、保育所で調理する。（管理栄養士指導月1回） 米飯も保育所で調理し、完全給食を実施している。 【負担割合】 3歳以上児については、主食代を保護者負担。（600円）	【概要】 同 左 【調理方法】 献立作成は嘱託の調理師に作成を依頼し、保育所で調理する。 米飯も保育所で調理し、完全給食を実施している。 【負担割合】 3歳以上児については、主食代を保護者負担。	合併後に再編 当面は各保育所の状況に応じて、現行どおり実施する。献立の作り方の統一等については、各保育所の実情等を踏まえながら新町において調整する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項 調整方針	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業
--------------	----------------	------	--------

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
保育料	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	合併後に統合 保育料については、国の徴収基準を 参考に統一するものとする。ただし、 合併する年度は、旧町村の例による。

協 議 事 項	2 1 ― 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	児童福祉事業
調 整 方 針	保育料については、国の徴収基準を参考に統一するものとする。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容																																																																																																																																									
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																																																																																																																																											
保育所保育料	弓削町保育所保育料	生名村保育所保育料	岩城村保育所保育料	魚島村保育所保育料	各町村の保育料に大きな差がある。	合併後に再編 保育料については、国の徴収基準を参考に統一するものとする。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。																																																																																																																																									
	<table><tr><th>各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分</th><th>保育料</th></tr><tr><td>1 A 定 義</td><td>3歳未満児 3歳以上児</td></tr><tr><td>1 A 生活保護法による せいかつ保護世帯 (単給世帯を含む)</td><td>円 円 0 0</td></tr><tr><td>2 B 市町村 民 税 非課税 世 帯</td><td>7,600 4,800</td></tr><tr><td>3 C1 町民税 均等割 のみ課 税世帯</td><td>13,800 10,700</td></tr><tr><td>C2 町民税 所得割 課 税 世 帯</td><td>17,800 14,800</td></tr><tr><td>D1 所得税額 16,000円 未 満</td><td>20,800 17,700</td></tr><tr><td>4 D2 所得税額 16,000円以上 40,000円未満</td><td>24,500 21,500</td></tr><tr><td>D3 所得税額 40,000円以上 64,000円未満</td><td>30,000 27,000</td></tr><tr><td>D4 所得税額 64,000円以上 112,000円未満</td><td>40,000 34,500</td></tr><tr><td>5 D5 所得税額 112,000円以上 160,000円未満</td><td>44,500 37,000</td></tr><tr><td>6 D6 所得税額 160,000円以上 408,000円未満</td><td>57,000 39,000</td></tr><tr><td>7 D7 所得税額 408,000円 以上</td><td>70,000 40,000</td></tr></table>	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	保育料	1 A 定 義			3歳未満児 3歳以上児	1 A 生活保護法による せいかつ保護世帯 (単給世帯を含む)	円 円 0 0	2 B 市町村 民 税 非課税 世 帯	7,600 4,800	3 C1 町民税 均等割 のみ課 税世帯	13,800 10,700	C2 町民税 所得割 課 税 世 帯	17,800 14,800	D1 所得税額 16,000円 未 満	20,800 17,700	4 D2 所得税額 16,000円以上 40,000円未満	24,500 21,500	D3 所得税額 40,000円以上 64,000円未満	30,000 27,000	D4 所得税額 64,000円以上 112,000円未満	40,000 34,500	5 D5 所得税額 112,000円以上 160,000円未満	44,500 37,000	6 D6 所得税額 160,000円以上 408,000円未満	57,000 39,000	7 D7 所得税額 408,000円 以上	70,000 40,000	<table><tr><th>各月初日の在籍児童の属する階層区分</th><th>徴収金額 (月額)</th></tr><tr><td>1 A 定 義</td><td>3歳未満児の場合 3歳児の場合 4歳児の場合</td></tr><tr><td>1 A 生活保護法による 被保護世帯 (単給世帯を含む。)</td><td>円 円 円 0 0 0</td></tr><tr><td>2 B1 市町村 民 税 非課税 世 帯</td><td>5,000 3,000 3,000</td></tr><tr><td>3 B2 均等割の額のみ(所得 割の額のない世帯)</td><td>12,000 9,000 9,000</td></tr><tr><td>B3 所得割の額が 5,000円未 満</td><td>13,000 11,000 11,000</td></tr><tr><td>B4 所得割の額が 5,000円以 上</td><td>14,000 12,000 12,000</td></tr><tr><td>C1 A 所得税額 4,000円未 満</td><td>15,000 14,000 14,000</td></tr><tr><td>C2 所得税額 4,000円以上 13,000円未 満</td><td>18,000 15,000 15,000</td></tr><tr><td>C3 所得税額 13,000円以上 24,000円未 満</td><td>19,000 17,000 17,000</td></tr><tr><td>C4 所得税額 24,000円以上 48,000円未 満</td><td>21,000 19,000 19,000</td></tr><tr><td>C5 所得税額 48,000円以上 64,000円未 満</td><td>24,000 21,000 19,000</td></tr><tr><td>C6 所得税額 64,000円以上 96,000円未 満</td><td>27,000 24,000 24,000</td></tr><tr><td>C7 所得税額 96,000円以上 120,000円未 満</td><td>27,000 25,000 25,000</td></tr><tr><td>C8 所得税額 120,000円以上 144,000円未 満</td><td>31,000 28,000 28,000</td></tr><tr><td>C9 所得税額 144,000円以上 160,000円未 満</td><td>32,000 29,000 29,000</td></tr><tr><td>C10 所得税額 160,000円以上 193,000円未 満</td><td>33,000 30,000 30,000</td></tr><tr><td>C11 所得税額 193,000円以上 408,000円未 満</td><td>33,000 30,000 30,000</td></tr><tr><td>C12 所得税額 408,000円 以上</td><td>33,500 30,500 30,500</td></tr></table>	各月初日の在籍児童の属する階層区分	徴収金額 (月額)	1 A 定 義	3歳未満児の場合 3歳児の場合 4歳児の場合	1 A 生活保護法による 被保護世帯 (単給世帯を含む。)	円 円 円 0 0 0	2 B1 市町村 民 税 非課税 世 帯	5,000 3,000 3,000	3 B2 均等割の額のみ(所得 割の額のない世帯)	12,000 9,000 9,000	B3 所得割の額が 5,000円未 満	13,000 11,000 11,000	B4 所得割の額が 5,000円以 上	14,000 12,000 12,000	C1 A 所得税額 4,000円未 満	15,000 14,000 14,000	C2 所得税額 4,000円以上 13,000円未 満	18,000 15,000 15,000	C3 所得税額 13,000円以上 24,000円未 満	19,000 17,000 17,000	C4 所得税額 24,000円以上 48,000円未 満	21,000 19,000 19,000	C5 所得税額 48,000円以上 64,000円未 満	24,000 21,000 19,000	C6 所得税額 64,000円以上 96,000円未 満	27,000 24,000 24,000	C7 所得税額 96,000円以上 120,000円未 満	27,000 25,000 25,000	C8 所得税額 120,000円以上 144,000円未 満	31,000 28,000 28,000	C9 所得税額 144,000円以上 160,000円未 満	32,000 29,000 29,000	C10 所得税額 160,000円以上 193,000円未 満	33,000 30,000 30,000	C11 所得税額 193,000円以上 408,000円未 満	33,000 30,000 30,000	C12 所得税額 408,000円 以上	33,500 30,500 30,500	<table><tr><th>各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分</th><th>徴収金額 (月額)</th></tr><tr><td>1 A 定 義</td><td>3歳未満児の場合 3歳以上児の場合</td></tr><tr><td>1 A 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯 (単給世帯を含む。)</td><td>円 円 0 0</td></tr><tr><td>2 B 市町村 民 税 非課税 世 帯</td><td>11,000 10,000</td></tr><tr><td>3 C1 均等割の額のみ(所得 割の額のない世帯)</td><td>16,000 13,000</td></tr><tr><td>C2 所得割の額が 5,000円未 満</td><td>18,000 15,000</td></tr><tr><td>C3 所得割の額が 5,000円以 上</td><td>20,000 17,000</td></tr><tr><td>D1 A 所得税額 3,000円未 満</td><td>22,000 19,000</td></tr><tr><td>D2 所得税額 3,000円以上 20,000円未 満</td><td>23,000 20,000</td></tr><tr><td>D3 所得税額 20,000円以上 40,000円未 満</td><td>25,000 22,000</td></tr><tr><td>D4 所得税額 40,000円以上 50,000円未 満</td><td>26,000 23,000</td></tr><tr><td>D5 所得税額 50,000円以上 64,000円未 満</td><td>27,000 24,000</td></tr><tr><td>D6 所得税額 64,000円以上 80,000円未 満</td><td>29,500 26,500</td></tr><tr><td>D7 所得税額 80,000円以上 100,000円未 満</td><td>31,500 27,500</td></tr><tr><td>D8 所得税額 100,000円以上 130,000円未 満</td><td>34,500 28,500</td></tr><tr><td>D9 所得税額 130,000円以上 160,000円未 満</td><td>38,500 29,500</td></tr><tr><td>D10 所得税額 160,000円以上 210,000円未 満</td><td>39,500 31,500</td></tr><tr><td>D11 所得税額 210,000円以上 408,000円未 満</td><td>41,500 33,500</td></tr><tr><td>D12 所得税額 408,000円以上</td><td>43,500 36,500</td></tr></table>	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分	徴収金額 (月額)	1 A 定 義	3歳未満児の場合 3歳以上児の場合	1 A 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	円 円 0 0	2 B 市町村 民 税 非課税 世 帯	11,000 10,000	3 C1 均等割の額のみ(所得 割の額のない世帯)	16,000 13,000	C2 所得割の額が 5,000円未 満	18,000 15,000	C3 所得割の額が 5,000円以 上	20,000 17,000	D1 A 所得税額 3,000円未 満	22,000 19,000	D2 所得税額 3,000円以上 20,000円未 満	23,000 20,000	D3 所得税額 20,000円以上 40,000円未 満	25,000 22,000	D4 所得税額 40,000円以上 50,000円未 満	26,000 23,000	D5 所得税額 50,000円以上 64,000円未 満	27,000 24,000	D6 所得税額 64,000円以上 80,000円未 満	29,500 26,500	D7 所得税額 80,000円以上 100,000円未 満	31,500 27,500	D8 所得税額 100,000円以上 130,000円未 満	34,500 28,500	D9 所得税額 130,000円以上 160,000円未 満	38,500 29,500	D10 所得税額 160,000円以上 210,000円未 満	39,500 31,500	D11 所得税額 210,000円以上 408,000円未 満	41,500 33,500	D12 所得税額 408,000円以上	43,500 36,500	<table><tr><th>各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分</th><th>徴収金額 (月額)</th></tr><tr><td>1 A 定 義</td><td>3歳未満児 3歳以上児</td></tr><tr><td>1 A 生活保護法による 被保護世帯 (単給世帯を含む)</td><td>円 円 0 0</td></tr><tr><td>2 B 市町村 民 税 非課税</td><td>8,000 6,000</td></tr><tr><td>3 C1 均等割 額のみ</td><td>12,000 10,000</td></tr><tr><td>C2 所得割 の額が 5,000円未 満</td><td>14,000 11,000</td></tr><tr><td>C3 所得割 の額が 5,000円以 上</td><td>15,000 13,000</td></tr><tr><td>D1 A 階層を 除き前 年度分の所得 課税世帯であ つて</td><td>3,000円未 満 16,000 14,000</td></tr><tr><td>D2 所得税額 3,000円以上 20,000円未 満</td><td>17,000 15,000</td></tr><tr><td>D3 所得税額 20,000円以上 40,000円未 満</td><td>19,000 16,000</td></tr><tr><td>D4 所得税額 40,000円以上 50,000円未 満</td><td>23,000 20,000</td></tr><tr><td>D5 所得税額 50,000円以上 64,000円未 満</td><td>26,000 22,000</td></tr><tr><td>D6 所得税額 64,000円以上 80,000円未 満</td><td>30,000 23,000</td></tr><tr><td>D7 所得税額 80,000円以上 100,000円未 満</td><td>31,000 24,000</td></tr><tr><td>D8 所得税額 100,000円以上 130,000円未 満</td><td>35,000 25,000</td></tr><tr><td>D9 所得税額 130,000円以上 160,000円未 満</td><td>36,000 26,000</td></tr><tr><td>D10 所得税額 160,000円以上 210,000円未 満</td><td>37,000 26,000</td></tr><tr><td>D11 所得税額 210,000円以上 408,000円未 満</td><td>38,000 27,000</td></tr><tr><td>D12 所得税額 408,000円以上</td><td>39,000 28,000</td></tr></table>	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分	徴収金額 (月額)	1 A 定 義	3歳未満児 3歳以上児	1 A 生活保護法による 被保護世帯 (単給世帯を含む)	円 円 0 0	2 B 市町村 民 税 非課税	8,000 6,000	3 C1 均等割 額のみ	12,000 10,000	C2 所得割 の額が 5,000円未 満	14,000 11,000	C3 所得割 の額が 5,000円以 上	15,000 13,000	D1 A 階層を 除き前 年度分の所得 課税世帯であ つて	3,000円未 満 16,000 14,000	D2 所得税額 3,000円以上 20,000円未 満	17,000 15,000	D3 所得税額 20,000円以上 40,000円未 満	19,000 16,000	D4 所得税額 40,000円以上 50,000円未 満	23,000 20,000	D5 所得税額 50,000円以上 64,000円未 満	26,000 22,000	D6 所得税額 64,000円以上 80,000円未 満	30,000 23,000	D7 所得税額 80,000円以上 100,000円未 満	31,000 24,000	D8 所得税額 100,000円以上 130,000円未 満	35,000 25,000	D9 所得税額 130,000円以上 160,000円未 満	36,000 26,000	D10 所得税額 160,000円以上 210,000円未 満	37,000 26,000	D11 所得税額 210,000円以上 408,000円未 満
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	保育料																																																																																																																																														
1 A 定 義	3歳未満児 3歳以上児																																																																																																																																														
1 A 生活保護法による せいかつ保護世帯 (単給世帯を含む)	円 円 0 0																																																																																																																																														
2 B 市町村 民 税 非課税 世 帯	7,600 4,800																																																																																																																																														
3 C1 町民税 均等割 のみ課 税世帯	13,800 10,700																																																																																																																																														
C2 町民税 所得割 課 税 世 帯	17,800 14,800																																																																																																																																														
D1 所得税額 16,000円 未 満	20,800 17,700																																																																																																																																														
4 D2 所得税額 16,000円以上 40,000円未満	24,500 21,500																																																																																																																																														
D3 所得税額 40,000円以上 64,000円未満	30,000 27,000																																																																																																																																														
D4 所得税額 64,000円以上 112,000円未満	40,000 34,500																																																																																																																																														
5 D5 所得税額 112,000円以上 160,000円未満	44,500 37,000																																																																																																																																														
6 D6 所得税額 160,000円以上 408,000円未満	57,000 39,000																																																																																																																																														
7 D7 所得税額 408,000円 以上	70,000 40,000																																																																																																																																														
各月初日の在籍児童の属する階層区分	徴収金額 (月額)																																																																																																																																														
1 A 定 義	3歳未満児の場合 3歳児の場合 4歳児の場合																																																																																																																																														
1 A 生活保護法による 被保護世帯 (単給世帯を含む。)	円 円 円 0 0 0																																																																																																																																														
2 B1 市町村 民 税 非課税 世 帯	5,000 3,000 3,000																																																																																																																																														
3 B2 均等割の額のみ(所得 割の額のない世帯)	12,000 9,000 9,000																																																																																																																																														
B3 所得割の額が 5,000円未 満	13,000 11,000 11,000																																																																																																																																														
B4 所得割の額が 5,000円以 上	14,000 12,000 12,000																																																																																																																																														
C1 A 所得税額 4,000円未 満	15,000 14,000 14,000																																																																																																																																														
C2 所得税額 4,000円以上 13,000円未 満	18,000 15,000 15,000																																																																																																																																														
C3 所得税額 13,000円以上 24,000円未 満	19,000 17,000 17,000																																																																																																																																														
C4 所得税額 24,000円以上 48,000円未 満	21,000 19,000 19,000																																																																																																																																														
C5 所得税額 48,000円以上 64,000円未 満	24,000 21,000 19,000																																																																																																																																														
C6 所得税額 64,000円以上 96,000円未 満	27,000 24,000 24,000																																																																																																																																														
C7 所得税額 96,000円以上 120,000円未 満	27,000 25,000 25,000																																																																																																																																														
C8 所得税額 120,000円以上 144,000円未 満	31,000 28,000 28,000																																																																																																																																														
C9 所得税額 144,000円以上 160,000円未 満	32,000 29,000 29,000																																																																																																																																														
C10 所得税額 160,000円以上 193,000円未 満	33,000 30,000 30,000																																																																																																																																														
C11 所得税額 193,000円以上 408,000円未 満	33,000 30,000 30,000																																																																																																																																														
C12 所得税額 408,000円 以上	33,500 30,500 30,500																																																																																																																																														
各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分	徴収金額 (月額)																																																																																																																																														
1 A 定 義	3歳未満児の場合 3歳以上児の場合																																																																																																																																														
1 A 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	円 円 0 0																																																																																																																																														
2 B 市町村 民 税 非課税 世 帯	11,000 10,000																																																																																																																																														
3 C1 均等割の額のみ(所得 割の額のない世帯)	16,000 13,000																																																																																																																																														
C2 所得割の額が 5,000円未 満	18,000 15,000																																																																																																																																														
C3 所得割の額が 5,000円以 上	20,000 17,000																																																																																																																																														
D1 A 所得税額 3,000円未 満	22,000 19,000																																																																																																																																														
D2 所得税額 3,000円以上 20,000円未 満	23,000 20,000																																																																																																																																														
D3 所得税額 20,000円以上 40,000円未 満	25,000 22,000																																																																																																																																														
D4 所得税額 40,000円以上 50,000円未 満	26,000 23,000																																																																																																																																														
D5 所得税額 50,000円以上 64,000円未 満	27,000 24,000																																																																																																																																														
D6 所得税額 64,000円以上 80,000円未 満	29,500 26,500																																																																																																																																														
D7 所得税額 80,000円以上 100,000円未 満	31,500 27,500																																																																																																																																														
D8 所得税額 100,000円以上 130,000円未 満	34,500 28,500																																																																																																																																														
D9 所得税額 130,000円以上 160,000円未 満	38,500 29,500																																																																																																																																														
D10 所得税額 160,000円以上 210,000円未 満	39,500 31,500																																																																																																																																														
D11 所得税額 210,000円以上 408,000円未 満	41,500 33,500																																																																																																																																														
D12 所得税額 408,000円以上	43,500 36,500																																																																																																																																														
各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分	徴収金額 (月額)																																																																																																																																														
1 A 定 義	3歳未満児 3歳以上児																																																																																																																																														
1 A 生活保護法による 被保護世帯 (単給世帯を含む)	円 円 0 0																																																																																																																																														
2 B 市町村 民 税 非課税	8,000 6,000																																																																																																																																														
3 C1 均等割 額のみ	12,000 10,000																																																																																																																																														
C2 所得割 の額が 5,000円未 満	14,000 11,000																																																																																																																																														
C3 所得割 の額が 5,000円以 上	15,000 13,000																																																																																																																																														
D1 A 階層を 除き前 年度分の所得 課税世帯であ つて	3,000円未 満 16,000 14,000																																																																																																																																														
D2 所得税額 3,000円以上 20,000円未 満	17,000 15,000																																																																																																																																														
D3 所得税額 20,000円以上 40,000円未 満	19,000 16,000																																																																																																																																														
D4 所得税額 40,000円以上 50,000円未 満	23,000 20,000																																																																																																																																														
D5 所得税額 50,000円以上 64,000円未 満	26,000 22,000																																																																																																																																														
D6 所得税額 64,000円以上 80,000円未 満	30,000 23,000																																																																																																																																														
D7 所得税額 80,000円以上 100,000円未 満	31,000 24,000																																																																																																																																														
D8 所得税額 100,000円以上 130,000円未 満	35,000 25,000																																																																																																																																														
D9 所得税額 130,000円以上 160,000円未 満	36,000 26,000																																																																																																																																														
D10 所得税額 160,000円以上 210,000円未 満	37,000 26,000																																																																																																																																														
D11 所得税額 210,000円以上 408,000円未 満	38,000 27,000																																																																																																																																														
D12 所得税額 408,000円以上	39,000 28,000																																																																																																																																														
備考 1 この表の第4～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項 (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第18条 2 この表の「保育単価」とは、乳児、1～2歳児、3歳児又は4歳以上児の保育単価から民間施設給与等改善費加算額、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、除雪費、障除去費及び施設機能強化推進費を控除した額をいう。 3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。																																																																																																																																															
備考 1 この表のB2階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、B2～B4階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2 この表のC1～C12階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び経																																																																																																																																															
備考 1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C1～C3階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。 なお、同法第323条に規定する村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2 この表のD1～D12階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規																																																																																																																																															
備考 1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C1～C3階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。 なお、同法第323条に規定する村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2 この表のD1～D12階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規																																																																																																																																															

協議事項	2 1 ― 各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業																																																																							
調整方針	保育料については、国の徴収基準を参考に統一するものとする。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。																																																																									
項目	現況				課題	調整内容																																																																				
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																																																						
	① 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯。 ② 「在宅障害児（者）のいる世帯」……次に掲げる世帯をいう。 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。 イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。 ③ 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯。 <table><tr><th>階層区分</th><th colspan="2">徴収金基準額</th></tr><tr><td></td><td>3歳未満児の場合</td><td>3歳以上児の場合</td></tr><tr><td>第2階層</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="2">第3階層</td><td>C1 12,800</td><td>9,700</td></tr><tr><td>C2 16,800</td><td>13,800</td></tr></table> 4 第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。 ただし、児童の属する世帯が3に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第3欄については、3に掲げる徴収金基準額により計算して得た額とする。 <table><tr><th>第1欄</th><th>第2欄</th><th>第3欄</th></tr><tr><td rowspan="3">第2～第4階層に属する世帯</td><td>ア 最も徴収基準額が低い児童（最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）</td><td>徴収金額表に定める額</td></tr><tr><td>イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）</td><td>徴収金額表×0.5</td></tr><tr><td>ウ 上記以外の児童</td><td>徴収金額表×0.10</td></tr><tr><td rowspan="3">第5～第7階層に属する世帯</td><td>ア 最も徴収基準額が高い児童（最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）</td><td>徴収金額表に定める額</td></tr><tr><td>イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童（最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）</td><td>徴収金額表×0.5</td></tr><tr><td>ウ 上記以外の児童</td><td>徴収金額表×0.10</td></tr></table> (注) 10円未満の端数は切り捨てる。	階層区分	徴収金基準額			3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	第2階層	円	円	第3階層	C1 12,800	9,700	C2 16,800	13,800	第1欄	第2欄	第3欄	第2～第4階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が低い児童（最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表に定める額	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表×0.5	ウ 上記以外の児童	徴収金額表×0.10	第5～第7階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が高い児童（最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表に定める額	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童（最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表×0.5	ウ 上記以外の児童	徴収金額表×0.10	定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項 (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条 (4) 平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法（平成10年法律第1号）第3条 3 この表の3歳未満児とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。 4 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。 ① 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯 ② 「在宅障害児（者）のいる世帯」……次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者 ③ 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると村長が認めた世帯 <table><tr><th>階層区分</th><th colspan="2">徴収金基準額</th></tr><tr><td></td><td>3歳未満児の場合</td><td>3歳以上児の場合</td></tr><tr><td>B階層</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="2">C1階層</td><td>14,000</td><td>11,000</td></tr><tr><td>16,000</td><td>13,000</td></tr><tr><td>C3階層</td><td>18,000</td><td>15,000</td></tr></table> 5 B階層からD12階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が措置されている場合において、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。 ただし、児童の属する世帯が4に掲げる世帯の場合のB階層からC3階層の第3欄については、4に掲げる徴収金基準額により計算して得た額とする。 <table><tr><th>階層区分</th><th>徴収金基準額</th><th>認定する階層</th></tr><tr><td>B1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が20,000円以上である世帯</td><td></td><td>B2階層</td></tr></table>	階層区分	徴収金基準額			3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	B階層	円	円	C1階層	14,000	11,000	16,000	13,000	C3階層	18,000	15,000	階層区分	徴収金基準額	認定する階層	B1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が20,000円以上である世帯		B2階層	定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項 (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条 (4) 平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法（平成10年法律第1号）第3条 3 この表の3歳未満児とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。 4 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。 ① 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯 ② 「在宅障害児（者）のいる世帯」……次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者 ③ 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると村長が認めた世帯 <table><tr><th>階層区分</th><th colspan="2">徴収金基準額</th></tr><tr><td></td><td>3歳未満児の場合</td><td>3歳以上児の場合</td></tr><tr><td>B階層</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="2">C1階層</td><td>11,000</td><td>9,000</td></tr><tr><td>13,000</td><td>10,000</td></tr><tr><td>C3階層</td><td>14,000</td><td>12,000</td></tr></table> 5 B階層からD12階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が措置されている場合において、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。 ただし、児童の属する世帯が4に掲げる世帯の場合のB階層からC3階層の第3欄については、4に掲げる徴収金基準額により計算して得た額とする。	階層区分	徴収金基準額			3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	B階層	円	円	C1階層	11,000	9,000	13,000	10,000	C3階層	14,000	12,000
	階層区分	徴収金基準額																																																																								
		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合																																																																							
	第2階層	円	円																																																																							
	第3階層	C1 12,800	9,700																																																																							
		C2 16,800	13,800																																																																							
	第1欄	第2欄	第3欄																																																																							
	第2～第4階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が低い児童（最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表に定める額																																																																							
		イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表×0.5																																																																							
		ウ 上記以外の児童	徴収金額表×0.10																																																																							
第5～第7階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が高い児童（最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表に定める額																																																																								
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童（最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表×0.5																																																																								
	ウ 上記以外の児童	徴収金額表×0.10																																																																								
階層区分	徴収金基準額																																																																									
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合																																																																								
B階層	円	円																																																																								
C1階層	14,000	11,000																																																																								
	16,000	13,000																																																																								
C3階層	18,000	15,000																																																																								
階層区分	徴収金基準額	認定する階層																																																																								
B1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が20,000円以上である世帯		B2階層																																																																								
階層区分	徴収金基準額																																																																									
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合																																																																								
B階層	円	円																																																																								
C1階層	11,000	9,000																																																																								
	13,000	10,000																																																																								
C3階層	14,000	12,000																																																																								

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	児童福祉事業
調 整 方 針	保育料については、国の徴収基準を参考に統一するものとする。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容																										
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																												
		<table><tr><td>B2階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯</td><td>B3階層</td></tr><tr><td>B3階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が6,000円以上である世帯</td><td>B4階層</td></tr><tr><td>B4階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が8,000円以上である世帯</td><td>C1階層</td></tr><tr><td>C1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が10,000円以上である世帯</td><td>C2階層</td></tr></table> 注1 措置児童等の属する世帯の階層区分の認定は、その措置児童等と同一世帯に属して生計を一にしている扶養義務者のすべてのものについて、それらの者の課税額の合算額により行うものであること。 2 月の途中で入所又は委託した措置児童等の属する世帯の階層区分は、入所又は委託した日の階層区分によるものとする。 6 児童の属する世帯の階層が、B1階層（5においてB2階層と認定された世帯を除く。）と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、申請に基づき、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金の額を0円とする。 (1) 「母子世帯等」・・・母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準じる父子家庭の世帯 (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯を言う。 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者 (3) 「その他の世帯」・・・生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると村長が認めた世帯	B2階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯	B3階層	B3階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が6,000円以上である世帯	B4階層	B4階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が8,000円以上である世帯	C1階層	C1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が10,000円以上である世帯	C2階層	<table><tr><td>第1欄</td><td>第2欄</td><td>第3欄</td></tr><tr><td>B～D5階層に属する世帯</td><td>ア 最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童（最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） ウ 上記以外の児童</td><td>徴収金額表に定める額 徴収金額表×0.5 徴収金額表×0.1</td></tr><tr><td>D6～D12階層に属する世帯</td><td>ア 最も徴収金額が高い児童（最も徴収金額が高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童（最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） ウ 上記以外の児童</td><td>徴収金額表に定める額 徴収金額表×0.5 徴収金額表×0.1</td></tr></table> (注) 10円未満の端数は切り捨てる。 注1 措置児童等の属する世帯の階層区分の認定は、その措置児童等と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）のすべてについて、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。 2 月の途中で入所した措置児童等の属する世帯の階層区分は、入所した日の階層区分によること。	第1欄	第2欄	第3欄	B～D5階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童（最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） ウ 上記以外の児童	徴収金額表に定める額 徴収金額表×0.5 徴収金額表×0.1	D6～D12階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が高い児童（最も徴収金額が高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童（最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） ウ 上記以外の児童	徴収金額表に定める額 徴収金額表×0.5 徴収金額表×0.1	<table><tr><td>第1欄</td><td>第2欄</td><td>第3欄</td></tr><tr><td>B～D5階層に属する世帯</td><td>ア 最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童（最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） ウ 上記以外の児童</td><td>徴収金額表に定める額 徴収金額表×0.5 徴収金額表×0.1</td></tr><tr><td>D6～D12階層に属する世帯</td><td>ア 最も徴収金額が高い児童（最も徴収金額が高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童（最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） ウ 上記以外の児童</td><td>徴収金額表に定める額 徴収金額表×0.5 徴収金額表×0.1</td></tr></table> (注) 10円未満の端数は切り捨てる。 注1 措置児童等の属する世帯の階層区分の認定は、その措置児童等と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）のすべてについて、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。 2 月の途中で入所した措置児童等の属する世帯の階層区分は、入所した日の階層区分によること。	第1欄	第2欄	第3欄	B～D5階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童（最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） ウ 上記以外の児童	徴収金額表に定める額 徴収金額表×0.5 徴収金額表×0.1	D6～D12階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が高い児童（最も徴収金額が高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童（最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） ウ 上記以外の児童	徴収金額表に定める額 徴収金額表×0.5 徴収金額表×0.1		
B2階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯	B3階層																															
B3階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が6,000円以上である世帯	B4階層																															
B4階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が8,000円以上である世帯	C1階層																															
C1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が10,000円以上である世帯	C2階層																															
第1欄	第2欄	第3欄																														
B～D5階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童（最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） ウ 上記以外の児童	徴収金額表に定める額 徴収金額表×0.5 徴収金額表×0.1																														
D6～D12階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が高い児童（最も徴収金額が高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童（最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） ウ 上記以外の児童	徴収金額表に定める額 徴収金額表×0.5 徴収金額表×0.1																														
第1欄	第2欄	第3欄																														
B～D5階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童（最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） ウ 上記以外の児童	徴収金額表に定める額 徴収金額表×0.5 徴収金額表×0.1																														
D6～D12階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が高い児童（最も徴収金額が高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童（最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） ウ 上記以外の児童	徴収金額表に定める額 徴収金額表×0.5 徴収金額表×0.1																														

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業
調整方針	資 料		

児 童 福 祉 事 業 の 取 扱 い に 関 す る 法 令	
【児童福祉法】 第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。 第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。 第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。 第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。 一 乳児 満一歳に満たない者 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者 第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。 2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。 3 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。 4 市町村は、第二十五条の二第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育の実施の申込みを勧奨しなければならない。 5 市町村は、第一項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。 第三十九条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。 2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。	【児童手当法】 （目的） 第一条 この法律は、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。 （受給者の責務） 第二条 児童手当の支給を受けた者は、児童手当が前条の目的を達成するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならない。 （定義） 第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。 2 この法律にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。 （支給要件） 第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。 一 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 イ 三歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過しない児童とする。以下同じ。） ロ 三歳に満たない児童を含む二人以上の児童 二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者 三 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が支給要件児童であるときに限る。 2 前項第一号又は第三号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 第五条 児童手当は、前条第一項各号のいずれかに該当する者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに同項各号のいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項各号のいずれかに該当する者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業
調整方針	資 料		

児童福祉事業の取扱いに関する法令	
(児童手当の額) 第六条 児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 一 児童手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）に係る支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額 イ 当該三歳に満たない児童が一人又は二人いる場合 五千円に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額 ロ 当該三歳に満たない児童が三人以上いる場合 一万円に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額から、一万円を控除して得た額 二 受給資格者に係る支給要件児童のうちに三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。）がいる場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額 イ 当該三歳以上の児童が一人いる場合 一万円に当該支給要件児童のうち三歳に満たない児童の数を乗じて得た額から、五千円を控除して得た額 ロ 当該三歳以上の児童が二人以上いる場合 一万円に当該支給要件児童のうち三歳に満たない児童の数を乗じて得た額 2 前項の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。 【児童扶養手当法】 (この法律の目的) 第一条 この法律は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 (児童扶養手当の趣旨) 第二条 児童扶養手当は、児童の心身の健全な成長に寄与することを趣旨として支給されるものであるとして、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従って用いなければならない。 2 児童扶養手当の支給を受けた母は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければならない。 3 児童扶養手当の支給は、婚姻を解消した父等が児童に対して履行すべき扶養義務の程度又は内容を変更するものではない。 (用語の定義) 第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者又は二十歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。 第2号～第3号省略 (支給要件) 第四条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護するとき、又は母がないか若しくは母が監護をしない場合において、当該児童の母以外の者がその児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することという。以下同じ。）ときは、その母又はその養育者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。	一 父母が婚姻を解消した児童 二 父が死亡した児童 三 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童 四 父の生死が明らかでない児童 五 その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの 2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。 一 日本国内に住所を有しないとき。 二 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 三 父若しくは母の死亡について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付を受けることができる場合、父の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる母の監護を受けている場合又は父若しくは母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる者の養育を受けている場合であって、当該給付の事由が発生した日から六年を経過していないとき。 四 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。 五 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号に規定する里親に委託されているとき。 六 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第三号に規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。 七 母の配偶者（前項第三号に規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。 3 第一項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあっては当該母が、養育者に対する手当にあっては当該養育者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。 一 日本国内に住所を有しないとき。 二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 (手当額) 第五条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、四万千百円とする。 2 その監護し又は養育する前条に定める要件に該当する児童が二人以上である母又は養育者に支給する手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額にその児童のうち一人を除いた児童につきそれぞれ三千円（そのうち一人については、五千円）を加算した額とする。 (手当額の自動改定) 第五条の二 前条第一項に規定する手当の額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成五年（この項の規定による手当の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該手当の額を改定する。 2 前項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	児童福祉事業
調 整 方 針	資 料		

児童福祉事業の取扱いに関する法令	先 進 事 例
【特別児童扶養手当等の支給に関する法律】 (この法律の目的) 第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。 (用語の定義) 第二条 この法律において「障害児」とは、二十歳未満であつて、第五項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。 2 この法律において「重度障害児」とは、障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。 3 この法律において「特別障害者」とは、二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。 4 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が障害児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。 5 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。 (支給要件) 第三条 国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該障害児の父母以外の者がその障害児を養育する（その障害児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、特別児童扶養手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。 2 前項の場合において、当該障害児を父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児の生計を維持する者（当該父及び母がいずれも当該障害児の生計を維持しないものであるときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児を介護する者）に支給するものとする。 3 第一項の規定にかかわらず、手当は、障害児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該障害児については、支給しない。 一 日本国内に住所を有しないとき。 二 障害を支給事由とする年金たる給付で政令で定めるものを受けるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 4 第一項の規定にかかわらず、手当は、父母に対する手当にあっては当該父母が、養育者に対する手当にあっては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。 5 手当の支給を受けた者は、手当が障害児の生活の向上に寄与するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならない。 (手当額) 第四条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、障害児一人につき三万三千三百円（障害の程度が第二条第五項に規定する障害等級の一級に該当する障害児にあつては、五万円）とする。	☆さいたま市 <H13.5.1合併> [埼玉県 浦和市、大宮市、与野市] 児童福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。 子育て支援事業等については、統合又は再編し充実に努めるものとする。 ☆あさぎり町 <H15.4.1合併> [熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村] 児童福祉制度については、家庭における生活の安定と次世代の担い手の育成を図るため、新町において計画し実施する。 ☆高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定> [高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村] 1 保育事業については、地域の実情を考慮し、当面現行のとおりとする。 2 保育料については、新しいまちにおいて、段階的に調整を行うものとする。 3 育児支援助成金については、新しいまちにおいて育児支援などの新たな助成制度を創設する。 4 乳幼児医療費助成事業については、合併時に統合して実施する。 5 日高村加茂小中学校への予防接種業務補助については、当面現行のとおり実施する。 6 母子、父子、心身障害児福祉年金については、合併時に廃止する。 ☆宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> [愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村] 児童福祉事業については、国等の制度に基づき実施している事業は引き続き推進し、市町村単独事業については、各地域において均質なサービスが受けられるよう調整する。 保育所保育料については、国の徴収基準を参考に現行の保育料を大きく上回ることのないよう調整する。 市町村単独の災害遺児福祉手当の支給については、土居町の現行の制度を基に全域に適用するものとする。 社会福祉事業については、新市で統一した運用が図れるよう調整する。 ☆南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> [愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町] 児童福祉業務については、現行のとおり引き継ぎ、新町に移行後速やかに調整する。 保育料については、合併年度は現行どおりとし、平成17年度より新たな制度を設け、統一を図るものとする。 ☆西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 <H16.11.1合併予定> [愛媛県 西条市、東予市、周桑郡 丹原町、小松町] (1) 放課後児童クラブ運営事業の対象児童については、西条市の例により、実施時間については、東予市の例により、費用負担については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 - 指導員の配置基準については、新市移行後速やかに調整する。 (2) 保育所の保育料については、国の徴収基準を基に、東予市の例を基本として調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (3) 一時保育促進事業の公立保育所実施分については、現行のとおりとする。私立保育園実施分については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (4) 延長保育促進事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (5) 乳幼児医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。

協議項目第 2 1 ― 号

各種事務事業（その他福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（その他福祉事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 0 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（その他福祉事業）の取扱いについて
その他福祉事業については、これまでの実績を尊重し、新町全域の均衡に配慮して調整するものとする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	その他福祉事業
調整方針	その他福祉事業については、これまでの実績を尊重し、新町全域の均衡に配慮して調整するものとする。		

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
戦没者追悼式 (慰霊祭)	●追悼式 【概要】※町主催 戦没者に追悼の意を表すとともに、恒久平和の確立に努力する決意を表す。 2年に1度、11月中旬に、弓削町民体育館において献花方式で実施。 ●慰霊祭 【概要】※遺族会主催 先の大戦において犠牲となられた英霊を偲び、慰めると共に故郷の繁栄に努力する決意を表す。 2年に1度、11月初旬に弓削町老人福祉センターで実施。	●追悼式 — ●慰霊祭 【概要】※遺族会主催 戦没者に追悼の意を表す。 毎年、9月下旬に正福寺において読経方式で実施。	●追悼式 【概要】※遺族会主催 献花方式の追悼式と各寺での追悼式を隔年で実施。 ●慰霊祭 —	●追悼式 【概要】※遺族会主催 戦没者に追悼の意を表すとともに、恒久平和の確立に努力する決意を表す。 2年に1度、4月下旬に、魚島村開発センターにおいて献花方式で実施。 ●慰霊祭 【概要】※遺族会主催 戦没者に追悼の意を表す。 毎年2回(1月、8月)、道福寺において実施。 ・追悼式補助金交付	合併後に再編 追悼式、慰霊祭の開催方法等については、新町において調整する。
災害弔慰金	【概要】 災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 ・生計維持者の死亡 500万円 ・その他の者の死亡 250万円 【経費負担】 国 1/2、県 1/4、町 1/4	【概要】 同 左 【経費負担】 国 1/2、県 1/4、村 1/4	【概要】 同 左 【経費負担】 同 左	【概要】 同 左 【経費負担】 同 左	合併時に統合 同一制度により、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
災害障害見舞金	【概要】 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 ・生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ・その他の者が障害を受けた場合 125万円 【経費負担】 国 1/2、県 1/4、町 1/4	【概要】 同 左 【経費負担】 国 1/2、県 1/4、村 1/4	【概要】 同 左 【経費負担】 同 左	【概要】 同 左 【経費負担】 同 左	合併時に統合 同一制度により、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	その他福祉事業
調整方針	その他福祉事業については、これまでの実績を尊重し、新町全域の均衡に配慮して調整するものとする。		

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
災害援護資金貸付	【概要】 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。 ○世帯主の療養に要する期間が概ね1月以上の負傷の場合で、かつ、 ・家財又は住居の被害金額がその価値の1/3以下の場合 150万円 ・家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円 ・住居が半壊した場合 270万円 ・住居が全壊した場合 350万円 ○世帯主の負傷がなく、かつ、 ・家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円 ・住居が半壊した場合 170万円 ・住居が全壊した場合(次の場合を除く) 250万円 ・住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円 ○利率 年3% ○償還期間 10年(うち据置3年)	【概要】 同 左	【概要】 同 左	【概要】 同 左	合併時に統合 同一制度により、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	その他福祉事業
調整方針	資 料		

そ の 他 福 祉 事 業 の 取 扱 い に 関 す る 法 令	
【災害弔慰金の支給等に関する法律】 (趣旨) 第一条 この法律は、災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について規定するものとする。 (定義) 第二条 この法律において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。 (災害弔慰金の支給) 第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、条例の定めるところにより、政令で定める災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。 2 前項に規定する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母の範囲とする。 3 災害弔慰金の額は、死亡者一人当たり五百万円を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況等を勘案して政令で定める額以内とする。 (災害による死亡の推定) 第四条 災害の際現にその場にいわせれた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。 (支給の制限) 第五条 災害弔慰金は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不適当と認められる政令で定める場合には、支給しない。 (非課税) 第六条 租税その他の公課は、災害弔慰金として支給を受ける金銭を標準として、課することができない。 (費用の負担) 第七条 都道府県は、災害弔慰金に要する費用につき、その四分の三を負担するものとする。 2 国は、前項の規定により都道府県が負担する費用につき、その三分の二を負担するものとする。 (災害障害見舞金の支給) 第八条 市町村は、条例の定めるところにより、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住民（次項において「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができる。 2 災害障害見舞金の額は、障害者一人当たり二百五十万円を超えない範囲内で障害者のその世帯における生計維持の状況を勘案して政令で定める額以内とする。	(準用規定) 第九条 第五条から第七条までの規定は、災害障害見舞金について準用する。 (災害援護資金の貸付け) 第十条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。 一 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷 二 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害 2 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、政令で定める。 3 災害援護資金の償還期間（据置期間を含む。）は、十年を超えない範囲内で政令で定める。 4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年三パーセントとする。

協議項目第21－号

各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについて提出する。

平成15年12月10日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについて
1. 建設関係事業については、新町建設計画に基づき計画的に実施するものとし、継続事業については、引き続き実施するものとする。
2. 道路、港湾、漁港関係等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、維持管理については、合併時に統一する方向で調整するものとする。
3. 町村営住宅については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、引き続き適正な維持管理に努めるとともに、住宅供給の推進を図るものとする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	建設関係事業
調 整 方 針	1. 建設関係事業については、新町建設計画に基づき計画的に実施するものとし、継続事業については、引き続き実施するものとする。 2. 道路、港湾、漁港関係等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、維持管理については、合併時に統一する方向で調整するものとする。 3. 町村営住宅については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、引き続き適正な維持管理に努めるとともに、住宅供給の推進を図るものとする。		

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
道路現況	【路線数】 1級町道 2 2級町道 4 <u>その他 113</u> 計 119 【実延長】 1級町道 3,871m 2級町道 2,885m <u>その他 22,974m</u> 計 29,730m 【道路敷面積】 1級町道 42,542㎡ 2級町道 18,322㎡ <u>その他 77,937㎡</u> 計 138,801㎡ 【改良済延長】 1級町道 2,784m 2級町道 1,441m <u>その他 3,803m</u> 計 8,028m 【改良率】 1級町道 71.9% 2級町道 49.9% <u>その他 16.6%</u> 計 27.0% 【舗装済延長】 1級町道 3,871m 2級町道 2,654m <u>その他 21,828m</u> 計 28,353m 【舗装率】 1級町道 100.0% 2級町道 92.0% <u>その他 95.0%</u> 計 95.4% 【歩道延長】 1級町道 358m 2級町道 0m <u>その他 49m</u> 計 407m 【橋梁数】 1級町道 1 2級町道 1 <u>その他 5</u> 計 7	【路線数】 1級村道 3 2級村道 2 <u>その他 101</u> 計 106 【実延長】 1級村道 6,613m 2級村道 2,728m <u>その他 20,992m</u> 計 30,333m 【道路敷面積】 1級村道 47,991㎡ 2級村道 25,994㎡ <u>その他 73,335㎡</u> 計 147,320㎡ 【改良済延長】 1級村道 4,608m 2級村道 2,168m <u>その他 5,006m</u> 計 11,782m 【改良率】 1級村道 69.7% 2級村道 79.5% <u>その他 23.8%</u> 計 38.8% 【舗装済延長】 1級村道 6,555m 2級村道 2,728m <u>その他 18,772m</u> 計 28,055m 【舗装率】 1級村道 99.1% 2級村道 100.0% <u>その他 89.4%</u> 計 92.5% 【歩道延長】 1級村道 0m 2級村道 0m <u>その他 58m</u> 計 58m 【橋梁数】 1級村道 3 2級村道 1 <u>その他 3</u> 計 7	【路線数】 1級村道 2 2級村道 3 <u>その他 116</u> 計 121 【実延長】 1級村道 2,416m 2級村道 3,662m <u>その他 30,613m</u> 計 36,691m 【道路敷面積】 1級村道 14,004㎡ 2級村道 17,913㎡ <u>その他 130,444㎡</u> 計 162,361㎡ 【改良済延長】 1級村道 1,816m 2級村道 2,331m <u>その他 9,000m</u> 計 13,147m 【改良率】 1級村道 75.2% 2級村道 63.7% <u>その他 29.4%</u> 計 35.8% 【舗装済延長】 1級村道 2,280m 2級村道 3,651m <u>その他 28,360m</u> 計 34,291m 【舗装率】 1級村道 94.4% 2級村道 99.7% <u>その他 92.6%</u> 計 93.5% 【歩道延長】 1級村道 7m 2級村道 0m <u>その他 0m</u> 計 7m 【橋梁数】 1級村道 3 2級村道 3 <u>その他 12</u> 計 18	【路線数】 1級村道 1 2級村道 3 <u>その他 41</u> 計 45 【実延長】 1級村道 1,356m 2級村道 3,526m <u>その他 7,132m</u> 計 12,014m 【道路敷面積】 1級村道 5,416㎡ 2級村道 12,538㎡ <u>その他 19,292㎡</u> 計 37,246㎡ 【改良済延長】 1級村道 567m 2級村道 701m <u>その他 143m</u> 計 1,411m 【改良率】 1級村道 41.8% 2級村道 19.9% <u>その他 2.0%</u> 計 11.7% 【舗装済延長】 1級村道 1,356m 2級村道 3,526m <u>その他 7,091m</u> 計 11,973m 【舗装率】 1級村道 100.0% 2級村道 100.0% <u>その他 99.4%</u> 計 99.7% 【歩道延長】 1級村道 0m 2級村道 0m <u>その他 0m</u> 計 0m 【橋梁数】 1級村道 0 2級村道 1 <u>その他 0</u> 計 1	現況道路については、すべて新町に引き継ぐものとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	建設関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	※「愛媛の道路（資料編）2003」より （平成14年4月1日現在）	※「愛媛の道路（資料編）2003」より （平成14年4月1日現在）	※「愛媛の道路（資料編）2003」より （平成14年4月1日現在）	※「愛媛の道路（資料編）2003」より （平成14年4月1日現在）	
道路維持管理	【概要】 町道の維持管理及び原材料の支給 を行う。 ・舗装補修工事等 ・草刈業務 主要路線6路線(1回刈) ・倒れた樹木の取除き、危険木伐採 ・自治会等の道路維持修繕作業に レミファルト等の支給	【概要】 村道の維持管理 ・修繕 ・草刈(衛生班に随時依頼) ・危険木伐採 ・村道歩道植栽の管理 ・レミファルト等による道路維持 修繕作業の実施	【概要】 村道の維持管理及び原材料の支給 ・修繕 ・草刈工事委託 ・危険木伐採 ・村道歩道植栽の管理 ・地区等の道路維持修繕作業にレ ミファルト等の支給	【概要】 村道の維持管理 ・修繕 ・草刈工事発注 ・危険木伐採 ・自治会等の道路維持修繕作業に 材料等の支給	合併時に統合 弓削町の例を基本に調整する。
道路補助事業	—	【一般道路事業(国庫補助)】 村道生名南環状線道路改良事業 ・事業年度 平成13年度～16年度 ・総事業費 230,000千円 ・国庫補助金 126,500千円 ・補助率 55/100 ・事業内容 L=328m W=5.5(7.0)m 平成15年度事業費 60,000千円 平成16年度事業費 15,000千円	【一般道路事業(国庫補助)】 村道長江小漕線道路改良事業 ・事業年度 平成8年度～16年度 ・総事業費 819,000千円 ・国庫補助金 450,450千円 ・補助率 55/100 ・事業内容 L=1400m W=5.5(7.0)m 平成15年度事業費 21,000千円 平成16年度事業費 140,000千円	【市町村道県費補助事業(県費補助)】 村道井ノ頭船瀬線道路改良事業 ・事業年度 平成12年度～15年度 ・総事業費 100,000千円 ・県費補助金 50,000千円 ・補助率 1/2 ・事業内容 L=302m W=3.0(4.0)m 平成15年度事業費 13,000千円	合併時に再編 現在行っている事業については、継 続して実施する。 計画中の事業については、合併を視 野に入れ再検討する。
港湾現況	【港湾数】 県管理地方港湾 1 【水域施設】 ・航路 2,520.0m ・泊地 8,602.0m ² 【外郭施設】 ・防波堤 557.7m ・防砂堤 45.0m ・防潮堤 3,713.3m ・導流堤 26.0m ・護岸(商船含む) 1,409.0m ・堤防 278.0m ・突堤 105.0m ・水門 6.85m 【係留施設】 ・岸壁 120.0m ・浮桟橋(漁協、商船含む) 356.7m ・物揚場 263.2m ・係船護岸 84.4m ・船揚場 50.0m 【臨港交通施設】 ・道路 296.0m ・駐車場 3,333.0m ²	【港湾数】 村管理地方港湾 2 【水域施設】 ・航路 730.0m ・泊地 47,770.0m ² 【外郭施設】 ・防波堤 457.0m ・防潮堤 282.0m ・導流堤 40.0m ・護岸 1,349.0m ・堤防 82.0m ・突堤 15.0m ・胸壁 80.0m ・水門 27.3m 【係留施設】 ・岸壁 60.0m ・浮桟橋 208.0m ・物揚場 280.0m ・船揚場 64.0m 【臨港交通施設】 ・道路 426.0m ・駐車場 2,922.0m ² ・橋梁 12.0m	【港湾数】 村管理地方港湾 3 【水域施設】 ・泊地 12,534.0m ² 【外郭施設】 ・防波堤 812.1m ・防潮堤 1,087.0m ・護岸 343.9m ・堤防 444.0m ・胸壁 367.0m ・水門 5.2m 【係留施設】 ・岸壁 100.0m ・浮桟橋 70.0m ・物揚場 289.0m ・船揚場 10.0m 【臨港交通施設】 ・道路 168.7m	—	現況港湾については、すべて新町に 引き継ぐものとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	建設関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	【航行補助施設】 ・航路標識(海上保安部) 1 【荷さばき、施設及び移動式荷役機械】 — 【旅客施設】 ・待合所(便所含む) 342.3㎡ ・仮設待合所(便所含む) 95.2㎡ 【保管施設】 ・野積場 5,192.9㎡ ・貯油施設(漁協) 70.0㎡ 【船舶役務用施設等】 ・給油施設(漁協) 5kl/h ・修理施設(個人) D=25m、W=20m 【港湾環境整備施設】 ・広場 2,000.0㎡ ※港湾台帳より (H15.3.31現在)	【航行補助施設】 — 【荷さばき、施設及び移動式荷役機械】 ・軌道走行式(果樹同志会) 1.0 t ・移動式(果樹同志会) 1.5 t ・荷さばき地(果樹同志会) 379.0㎡ ・上屋(果樹同志会) 369.0㎡ 【旅客施設】 ・待合所 304.0㎡ 【保管施設】 ・野積場 3,640.0㎡ 【船舶役務用施設等】 — 【港湾環境整備施設】 — ※港湾台帳より (H15.3.31現在)	【航行補助施設】 — 【荷さばき、施設及び移動式荷役機械】 ・荷さばき地 9,504.0㎡ 【旅客施設】 — 【保管施設】 — 【船舶役務用施設等】 — 【港湾環境整備施設】 — ※港湾台帳より (H15.3.31現在)		
港湾補助事業等	【港湾改修事業(公共)】 弓削港港湾改修事業 ・事業年度 平成14年度～19年度 ・総事業費 1,300,000千円 ・町負担金 21,666千円 ・負担率 1/60 ・事業内容 防波堤L=210m 平成15年度事業費 150,000千円 平成16年度事業費 200,000千円 平成17年度事業費 300,000千円 平成18年度事業費 300,000千円 平成19年度事業費 312,500千円	— ・生名港 昭和63年3月整備完了 ・立石港 平成 6年3月整備完了	— ・平成13年度整備完了	—	合併後に再編 県管理港湾については、現行のとおりとし、村管理港湾については、完了港湾のため当面は現状のとおりとし、新町において全体計画を策定し、必要に応じ整備する。
漁港現況	【漁港数】 第1種漁港 5 【外かく施設】 ・防波堤 1,120.0m ・護岸 2,106.0m ・突堤 300.6m ・砂止潜堤 169.0m ・養浜 18,661.0m ・胸壁 268.2m 【けい留施設】 ・岸壁 8.0m ・船揚場 60.0m ・物揚場 638.3m ・けい船護岸 74.0m	—	【漁港数】 第1種漁港 1 【外かく施設】 ・防波堤 1,112.2m ・護岸 1,117.1m ・突堤 31.0m ・胸壁 249.2m ・離岸堤 75.0m 【けい留施設】 ・船揚場 76.2m ・物揚場 1,034.2m ・けい船護岸 438.9m	【漁港数】 第1種漁港 3 【外かく施設】 ・防波堤 1,149.5m ・護岸 598.3m ・胸壁 594.8m 【けい留施設】 ・船揚場 116.0m ・物揚場 842.4m ・けい船護岸 80.0m	現況漁港については、すべて新町に引き継ぐものとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	建設関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	・物揚護岸 52.3m ・浮さん橋 233.3m 【水域施設】 ・泊地 130,146.0㎡ 【輸送施設】 ・道路 1,574.7m 【漁港施設用地】 ・用地 25,799.0㎡ ※漁港台帳より（H15.3.31現在）		・浮さん橋 233.0m 【水域施設】 ・泊地 52,828.0㎡ 【輸送施設】 ・道路 1,604.5m 【漁港施設用地】 ・用地 11,705.3㎡ ※漁港台帳より（H15.3.31現在）	・物揚護岸 39.0m ・岸壁さん橋 58.0m ・浮さん橋 38.0m 【水域施設】 ・泊地 6,450.0㎡ 【輸送施設】 ・道路 1,781.3m 【漁港施設用地】 ・用地 26,794.2㎡ ※漁港台帳より（H15.3.31現在）	
漁港補助事業	【地域水産物供給基盤整備事業】 ○上弓削漁港 ・事業年度 平成13年度～17年度 ・総事業費 1,000,000千円 ・国庫補助金 673,500千円 ・県費補助金 69,996千円 ・補助率 - 外郭施設(国費80%、県費1.67%) - 係留施設(国費60%、県費10%) - 用地輸送(国費55%、県費13.3%) ・事業内容 - 防波堤L=45.0m、突堤L=38.4m、 -3.0m泊地A=751㎡、-2.5m泊地 - A=2,000㎡、-2.5m物揚場L=37.0m、 -2.0m物揚場L=60.0m、-3.0m岸壁 1.0式、船揚場L=20.0m、取付護岸 - L=16.6m、用地A=758㎡、 - 道路L=22.7m - 平成14年度事業費 69,345千円 - 平成15年度事業費 160,000千円 - 平成16年度事業費 140,000千円 - 平成17年度事業費 200,000千円 ○浜都漁港 ・事業年度 平成13年度～15年度 ・総事業費 300,000千円 ・国庫補助金 165,000千円 ・県費補助金 50,000千円 ・補助率 - 外郭施設(国費80%、県費1.67%) ・事業内容 - 防波堤L=95.3m、護岸L=19.7m - 平成14年度事業費 68,690千円 - 平成15年度事業費 140,000千円	—	【地域水産物供給基盤整備事業】 ○岩城漁港 ・事業年度 平成14年度～17年度 ・総事業費 650,000千円 ・国庫補助金 496,500千円 ・県費補助金 21,495千円 ・補助率 - 外郭施設(国費80%、県費1.67%) - 係留施設(国費60%、県費10%) - 用地輸送(国費55%、県費13.3%) ・事業内容 - 防波堤L=160.0m、 -2.0m物揚場L=37.5m、 - 道路L=40.0m、 - 用地A=400㎡ - 平成14年度事業費 291,000千円 - 平成15年度事業費 100,000千円 - 平成16年度事業費 150,000千円 - 平成17年度事業費 109,000千円	【地域水産物供給基盤整備事業】 ○篠塚漁港 ・事業年度 平成14年度～17年度 ・総事業費 800,000千円 ・国庫補助金 594,950千円 ・県費補助金 33,353千円 ・補助率 - 外郭施設(国費80%、県費1.67%) - 係留施設(国費60%、県費10%) - 用地輸送(国費55%、県費13.3%) ・事業内容 - 防波堤L=125.0m、 - 護岸L=82.7m、 -2.5m物揚場L=15.6m、 - 道路L=124.9m、 - 用地A=237㎡ - 平成14年度事業費 190,000千円 - 平成15年度事業費 70,000千円 - 平成16年度事業費 370,000千円 - 平成17年度事業費 170,000千円	合併時に再編 現在実施している事業については継続し、新規事業については、新町において調整する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	建設関係事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
住宅現況	●公営住宅 【緑ヶ丘】 ・建設年度 S42～S46 ・一戸当たり平均面積 36.46㎡ ・戸数 160戸 【江尻住宅】 ・建設年度 S56、S58 ・一戸当たり平均面積 63.04㎡ ・戸数 8戸	●公営住宅 【恵生A団地】 ・建設年度 S29、S34 ・一戸当たり平均面積 39.81㎡ ・戸数 23戸 【恵生B団地】 ・建設年度 S32～S34 ・一戸当たり平均面積 32.96㎡ ・戸数 19戸 【恵生C団地】 ・建設年度 S28～S34 ・一戸当たり平均面積 34.71㎡ ・戸数 12戸 【稲浦A団地】 ・建設年度 S43 ・一戸当たり平均面積 32.26㎡ ・戸数 10戸 【稲浦B団地】 ・建設年度 S41 ・一戸当たり平均面積 36.40㎡ ・戸数 10戸 【稲浦C団地】 ・建設年度 S35～S41 ・一戸当たり平均面積 37.03㎡ ・戸数 10戸 【西浦公営住宅】 ・建設年度 H14 ・一戸当たり平均面積 69.94㎡ ・戸数 10戸	●公営住宅 【鶴山住宅】 ・建設年度 S40 ・一戸当たり平均面積 31.00㎡ ・戸数 20戸 【鳩丘住宅】 ・建設年度 S46 ・一戸当たり平均面積 35.00㎡ ・戸数 10戸 【石ヶ坪A棟】 ・建設年度 S48 ・一戸当たり平均面積 41.00㎡ ・戸数 18戸 【石ヶ坪B棟】 ・建設年度 S52 ・一戸当たり平均面積 53.00㎡ ・戸数 24戸 【石ヶ坪C棟】 ・建設年度 H元 ・一戸当たり平均面積 62.00㎡ ・戸数 12戸	●公営住宅 【魚島第1 2F海側】 ・建設年度 S55 ・一戸当たり平均面積 54.10㎡ ・戸数 2戸 【魚島第1 2F山側】 ・建設年度 S55 ・一戸当たり平均面積 50.20㎡ ・戸数 2戸 【魚島第1 3・4F東】 ・建設年度 S60 ・一戸当たり平均面積 64.20㎡ ・戸数 2戸 【魚島第1 3・4F中】 ・建設年度 S60 ・一戸当たり平均面積 71.20㎡ ・戸数 2戸 【魚島第1 3・4F西】 ・建設年度 S60 ・一戸当たり平均面積 69.20㎡ ・戸数 2戸 【魚島第2 2・3F海・山側】 ・建設年度 H6 ・一戸当たり平均面積 63.70㎡ ・戸数 4戸 【魚島第2 2・3F中央】 ・建設年度 H6 ・一戸当たり平均面積 61.60㎡ ・戸数 2戸	現況住宅については、すべて新町に引き継ぐものとする。
	●町単独住宅 —	●村単独住宅 —	●村単独住宅 —	●村単独住宅 【魚島第1】 ・建設年度 S46 ・一戸当たり平均面積 35.00㎡ ・戸数 5戸 【魚島第2 4F】 ・建設年度 H6 ・一戸当たり平均面積 41.07㎡ ・戸数 4戸 【高井神第1】 ・建設年度 H元 ・一戸当たり平均面積 60.39㎡ ・戸数 2戸 【高井神第2】 ・建設年度 H8 ・一戸当たり平均面積 65.86㎡ ・戸数 4戸	

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	建設関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
				【高井神第3】 ・建設年度 H9 ・一戸当たり平均面積 59.62㎡ ・戸数 4戸 【村営春日】 ・建設年度 H13 ・一戸当たり平均面積 62.86㎡ ・戸数 3戸 【魚島第2 駐在所】 ・建設年度 H6 ・一戸当たり平均面積 90.10㎡ ・戸数 1戸	
住宅補助事業	【公営住宅整備事業(国庫補助)】 ・事業年度 平成15年度 ・総事業費 267,000千円 ・国庫補助金 133,500千円 ・補助率 1/2 ・事業内容 RC造・耐火構造 16戸 延床面積1,399.2㎡	【公営住宅整備事業(国庫補助)】 ・事業年度 平成15年度 ・総事業費 59,890千円 ・国庫補助金 29,945千円 ・補助率 1/2 ・事業内容 木造平屋建 2棟4戸 延床面積312.24㎡	—	—	合併時に再編 平成16年度要望事業については、継続して実施することとし、平成17年度以降の事業については、新町において調整する。

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	建設関係事業
調 整 方 針	資 料		

建設関係事業の取扱いに関する法令	先 進 事 例
【道路法】 (道路の種類) 第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。 一 高速自動車国道 二 一般国道 三 都道府県道 四 市町村道 (市町村道の管理) 第十六条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。 2 第八条第三項の規定により市町村長が当該市町村の区域をこえて市町村道の路線を認定した場合においては、その道路の管理は、当該路線を認定した市町村長の統轄する市町村が行う。但し、当該路線が他の市町村の市町村道の路線と重複する場合においては、その重複する部分の道路の管理の方法については、関係市町村長がそれぞれ議会の議決を経て協議しなければならない。 3 第七条第五項及び第六項の規定は、前項但書の規定による協議が成立しない場合について準用する。この場合において、これらの規定中「関係都道府県知事」とあるのは「関係市町村長」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項中「当該都道府県の議会」とあるのは「当該市町村の議会」と読み替えるものとする。 4 前項において準用する第七条第五項及び第六項の規定により都道府県知事が裁定をした場合においては、第二項但書の規定の適用については、関係市町村長の協議が成立したものとみなす。 5 第二項但書の規定による関係市町村長の協議が成立した場合（前項の規定により関係市町村長の協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、関係市町村長は、成立した協議の内容を公示しなければならない。 (道路の維持又は修繕) 第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。 2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。 (道路に関する禁止行為) 第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。 【公営住宅法】 (公営住宅の供給) 第三条 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、定額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。 (管理義務) 第十五条 事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない。 (家賃の決定) 第十六条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及	☆篠山市 <H11.4.1合併> [兵庫県 多紀郡 篠山市、西紀町、丹南町、今田町] (1) 町道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 (2) 町道・橋梁工事にかかる受益者の費用負担については、篠山市及び丹南町の例による。 (3) 建設関係事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、新市においても引き続き実施する。 (4) 生活環境整備事業補助制度については、合併時に廃止する。 ☆あさぎり町 <H15.4.1合併> [熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村] 1 公共土木関係事業の取扱い - 公共土木関係事業の取扱いについては、新町建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、新町においても引き続き実施する。 - 町村道については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 - 町村独自の補助金及び分担金については、上村、深田村の例による。 2 農業土木関係事業の取扱い - 農業土木関係事業については、新町建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、新町においても引き続き実施する。 - 土地改良区については、現行のとおりとする。 3 住宅建設関係事業の取扱い 住宅建設関係事業については、新町建設計画等に基づき計画的に実施し、継続事業については、新町においても引き続き実施する。 ☆高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定> [高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村] 1 建設関係事業については、まちづくり計画に基づき計画的に実施するものとし、国県補助の継続事業については、新しいまちにおいても引き続き実施するものとし、単独事業については調整する。 2 道路維持管理については、合併後に統一の方向で調整する。 3 用地買収については、国庫補助事業は買収するものとし、林道事業及び単独事業については、原則無償提供とする。 4 町村営住宅の入居者の選考委員会については統合し、委員の構成については合併時に調整する。 5 その他の助成制度については、新しいまちにおいて調整する。 6 地籍調査に基づく固定資産税課税面積については、次期評価替えを目途に統一の方向で調整する。 ☆東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> [愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町] 1 建設関係事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、合併後も引き続き実施する。 2 漁港については、現行のとおり新市に引き継ぎ、次のとおり取扱うものとする。 (1) 荷揚げ場使用料、漁港施設使用料、土砂採取・占用料については、合併時に調整する。 (2) 水産基盤整備事業、海岸整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (3) 漁港区域内の許可等については、明浜町の例による。 3 都市建設については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 町道・港湾関係については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 道路占用については、道路法に基づき占用特例以外は全て有料で統一するよう合併時に調整する。 (3) がけ崩れ防災対策事業の三瓶町単独事業については、新市に引き継ぎ、採択基準については、合併時に新たに定める。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	建設関係事業
調整方針	資 料		

建設関係事業の取扱いに関する法令	先進事例
び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第三十四条の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。 2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅（その敷地を含む。）の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。 3 第一項に規定する入居者からの収入の申告の方法については、国土交通省令で定める。 4 事業主体は、第一項の規定にかかわらず、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。 5 前各号に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。 （修繕の義務） 第二十一条 事業主体は、公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の国土交通省令で定める附帯施設について修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕しなければならない。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によって修繕する必要があるときは、この限りでない。 【港湾法】 （港湾区域内の工事等の許可） 第三十七条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者が指定する区域（以下「港湾隣接地域」という。）内において、左の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。但し、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。 一 港湾区域内の水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。）又は公共空地の占用 二 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取 三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きょ又は排水きょの建設又は改良（第一号の占用を伴うものを除く。） 四 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為 2 港湾管理者は、前項の行為が、港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、又は第三条の第三項若しくは第十項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならず、また、政令で定める場合を除き、港湾管理者の管理する水域施設について前項第一号の水域の占用又は同項第四号の行為の許可をしてはならない。 3 国又は地方公共団体が、第一項の行為をしようとする場合には、第一項中「港湾管理者の許可を受け」とあるのは「港湾管理者と協議し」と、前項中「許可をし」とあるのは「協議に応じ」と読み替えるものとする。 4 港湾管理者は、条例又は第十二条の二の規程で定めるところにより、港湾区域内の水域又は公共空地に係る第一項第一号又は第二号の許可を受けた者から占用料又は土砂採取料を徴収することができる。但し、前項に規定する者の協議に係るものについては、この限りでない。 5 港湾管理者は、条例又は第十二条の二の規程で定めるところにより、詐偽その他不正の行為により、前項の占用料又は土砂採取料の徴収を免かれた者からその徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。 6 第四項の占用料、土砂採取料又は前項の過怠金は、当該港湾管理者の収入に帰属するものとする。	(4) 公営住宅については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後マスタープランを策定し、安定した住宅供給に努める。 (5) 各事業における受益者負担金については、合併時に統一するよう調整する。 ☆重信町川内町合併協議会 <東温市；H16.3.31までに合併予定> [愛媛県 温泉郡 重信町、川内町] (1) 町道・橋梁 ① 町道の認定、管理、保全及び占用等については、合併までに制度を統一し、新市において新たに定める。また、町道以外の道路（開発道路、私道等）についても、合併までに取扱い基準を統一し、新市において新たに定める。 ② 道路の整備については、合併までに取扱い基準を統一するとともに、実施に当っては、国・県の補助事業等を有効に活用し、新市建設計画に沿って計画的な整備を図る。 ③ 道路管理に係る嘱託登記事務及び寄付採納事務については、新市において取扱い事務を統一して実施する。 (2) 公園施設 ① 公園施設の管理窓口については、効率的な管理体制を図るべく新市において統合一元化する。 ② 都市公園施設の使用料については、新市において統一する。 ③ 公園施設の整備については、現在実施中の事業は継続し、合併後は、新市建設計画に沿って、計画的な整備を図る。 (3) 開発指導 開発指導については、新市において策定される各種計画等との整合性を図りつつ、新市において基準を統一して実施する。 (4) 管理業務 ① 住宅管理については、現行サービスを継続し、新市においても適正な管理体制のもとに実施する。 ② 住宅施設の建替え及び廃止の計画については、両町の現計画を基調に新市において検討する。 ③ 公共用財産の管理事務については、合併時に統一して行う。 ④ 法定外公共用財産の譲与事務については、合併後も譲与手続き完了まで現行のとおり行う。 (5) 土地区画整理事業 土地区画整理事業については、現行のまま新市に引継ぎ、合併後は新たに策定するマスタープラン等に沿って、計画的に整備する。 ☆宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> [愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村] - 市町村道については、現行のとおり新市に引継ぎ、市道の認定基準については伊予三島市に準ずる。 - 道路占用料については、伊予三島市の例による。但し、占用料については、道路法施行令第19条の2の占用料の額に準拠するものとする。 - 道路整備や道路維持管理に係る事業及び費用の負担区分については、合併時まで統一する。 - 河川占用料については、土居町の例による。 - 港湾施設使用料については、現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	建設関係事業
調整方針	資 料		

建設関係事業の取扱いに関する法令	留意事項
【漁港漁場整備法】 (漁港の種類) 第五条 漁港の種類は、次のとおりとする。 第一種漁港 その利用範囲が地元の漁業を主とするもの 第二種漁港 その利用範囲が第一種漁港よりも広く、第三種漁港に属しないもの 第三種漁港 その利用範囲が全国的なもの 第四種漁港 離島その他辺地にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの (漁港管理者の職責) 第二十六条 漁港管理者は、漁港管理規程を定め、これに従い、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をする責めに任ずるほか、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うものとする。 (漁港の保全) 第三十九条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占有を伴うものを除く。）、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占有（公有水面の埋立てによる場合を除く。）をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によってする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。 2 漁港管理者は、前項の許可の申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。 3 漁港管理者は、第一項の許可に漁港の保全上必要な条件を付することができる。 4 国の機関又は地方公共団体（港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)に規定する港務局を含む。）が、第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合には、あらかじめ漁港管理者に協議することをもって足りる。 5 何人も、漁港の区域（第二号及び第三号にあっては、漁港施設の利用、配置その他の状況により、漁港の保全上特に必要があると認めて漁港管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。 一 基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損すること。 二 船舶、自動車その他の物件で漁港管理者が指定したものを捨て、又は放置すること。 三 その他漁港の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。 6 漁港管理者は、前項各号列記以外の部分の規定又は同項第二号の規定による指定をするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。 7 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によってその効力を生ずる。 8 都道府県知事（港湾法第五十八条第二項の規定に基づき公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の規定による都道府県知事の職権を行う港湾管理者を含む。）は、漁業の区域内における公有水面の埋立てについて、同法第二条第一項の規定による免許をしようとするときは、漁港管理者の同意を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 一 特定漁港漁場整備事業計画によってする埋立て 二 前号に掲げるもののほか、漁港施設の整備のためにする埋立て 三 前二号に掲げるもののほか、第一種漁港、第二種漁港又は第四種漁港の区域内の埋立てであって当該漁港の利用を著しく阻害しないもの	道路事業については、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切な維持管理に努めることが適当である。また、住宅事業についても、住宅政策の推進、住宅供給の促進及び公営住宅等の適正な維持管理に努めることが適当である。このほか、都市計画事業と河川事業については、引き続き推進を図るべきである。 《総務省「合併協議会の運営の手引」より》

協議項目第21－号

各種事務事業（学校教育事業）の取扱いについて

各種事務事業（学校教育事業）の取扱いについて提出する。

平成15年12月10日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（学校教育事業）の取扱いについて
1. 公立幼稚園、公立小・中学校については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2. 就学援助については、国の交付要綱に従い新町においても実施するものとする。 3. 学校給食については、当面現行のとおりとする。 4. 通学区域及びスクールバス運行については、現行のとおりとする。 5. 英語指導助手については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 6. 奨学金貸付事業については、岩城村の例を基本に全域実施するものとする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	学校教育事業
調 整 方 針	1. 公立幼稚園、公立小・中学校については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2. 就学援助については、国の交付要綱に従い新町においても実施するものとする。 3. 学校給食については、当面現行のとおりとする。 4. 通学区域及びスクールバス運行については、現行のとおりとする。 5. 英語指導助手については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 6. 奨学金貸付事業については、岩城村の例を基本に全域実施するものとする。		

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
公立幼稚園	【幼稚園数】 1園（弓削幼稚園） 【入園対象者】 弓削町内に居住する満5歳児 【教育年限】 1年 【園児定員】 120人 ※1学級園児数は、35人以下を原則 ・学級数：1学級（H15.5.1現在） ・園児数：12人（H15.5.1現在） 【保育料等】 入園料：5,000円 保育料：5,700円/月 【保育時間】 8時30分～15時30分（月・水・金） 8時30分～12時30分（火・木） 【就園奨励費補助金】 ・生活保護法の規定による保護世帯及び町民税非課税世帯 ：20,000円/年 ・町民税所得割が5,000円以下となる世帯 ：13,000円/年 ・町民税所得割が5,000円を超え10,000円以下となる世帯 ：5,000円/年	—	—	—	存続 現行どおりとする。ただし、入園対象者は全域とする。
公立小学校	【学校数】 1校（弓削小学校） 【学級数】 ＜弓削小学校＞ ・普通学級：6学級 ・特殊学級：1学級 【児童数】 ＜弓削小学校＞ 139人 ＊学級数、児童数はH15.5.1現在	【学校数】 1校（生名小学校） 【学級数】 ＜生名小学校＞ ・普通学級：6学級 ・特殊学級：1学級 【児童数】 ＜生名小学校＞ 64人 ＊学級数、児童数はH15.5.1現在	【学校数】 1校（岩城小学校） 【学級数】 ＜岩城小学校＞ ・普通学級：6学級 ・特殊学級：なし 【児童数】 ＜岩城小学校＞ 96人 ＊学級数、児童数はH15.5.1現在	【学校数】 2校（魚島小学校、高井神小学校） 【学級数】 ＜魚島小学校＞ ・普通学級：2学級（内、複式1） ・特殊学級：なし ＜高井神小学校＞ ・普通学級：1学級 ・特殊学級：なし 【児童数】 ＜魚島小学校＞ 3人 ＜高井神小学校＞ 1人 ＊学級数、児童数はH15.5.1現在	存続 現行どおりとする。 また、通学区についても現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	学校教育事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
公立中学校	【学校数】 1校（弓削中学校） 【学級数】 ＜弓削中学校＞ ・普通学級：3学級 ・特殊学級：なし 【生徒数】 ＜弓削中学校＞ 81人 ＊学級数、生徒数はH15.5.1現在	【学校数】 1校（生名中学校） 【学級数】 ＜生名中学校＞ ・普通学級：3学級 ・特殊学級：なし 【生徒数】 ＜生名中学校＞ 55人 ＊学級数、生徒数はH15.5.1現在	【学校数】 1校（岩城中学校） 【学級数】 ＜岩城中学校＞ ・普通学級：3学級 ・特殊学級：1学級 【生徒数】 ＜岩城中学校＞ 68人 ＊学級数、生徒数はH15.5.1現在	【学校数】 2校（魚島中学校、高井神中学校） 【学級数】 ＜魚島中学校＞ ・普通学級：3学級 ・特殊学級：なし ＜高井神中学校＞ ・普通学級：1学級 ・特殊学級：なし 【生徒数】 ＜魚島中学校＞ 5人 ＜高井神中学校＞ 1人 ＊学級数、生徒数はH15.5.1現在	存続 現行どおりとする。 また、通学区域についても現行のどおりとする。
就学援助	【要保護及準要保護児童生徒援助費】 【目的】 経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与える。 【認定】 要 保 護：児童生徒の保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である場合 (H14年度認定者数：小 0人、中 1人) 準要保護：児童生徒の保護者が、生活保護法に規定する要保護に準ずる程度に困窮していると認められる場合 (H14年度認定者数：小 2人、中 1人) 【援助範囲】 ・学用品費 ・通学用品費 ・校外活動費(宿泊を伴わないもの) ・校外活動費(宿泊を伴うもの) ・通学費 ・修学旅行費 ・体育実技用具費 ・新入学児童生徒学用品費等 ・医療費 ・学校給食費 ※生活保護法による扶助が行われているものを除く。 (H14年度援助総額：234,599円 うち国庫補助金84,000円)	【要保護及準要保護児童生徒援助費】 【目的】 同 左 【認定】 同 左 (H14年度認定者数：小 0人、中 0人) 同 左 (H14年度認定者数：小 4人、中 1人) 【援助範囲】 同 左 (H14年度援助総額：231,706円 うち国庫補助金94,000円)	【要保護及準要保護児童生徒援助費】 【目的】 同 左 【認定】 同 左 (H14年度認定者数：小 0人、中 0人) 同 左 (H14年度認定者数：小 4人、中 2人) 【援助範囲】 同 左 (H14年度援助総額：477,517円 うち国庫補助金128,000円)	【要保護及準要保護児童生徒援助費】 【目的】 同 左 【認定】 同 左 (H14年度認定者数：小 0人、中 1人) 【援助範囲】 同 左 (H14年度援助総額：14,014円 うち国庫補助金7,000円)	合併時に統合 国の要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱に従い新町においても実施する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項		21ー 各種事務事業の取扱い		関係項目	学校教育事業
調整方針					
区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
	[特殊教育就学奨励費] 【目的】 特殊学級に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特殊学級への就学のため必要な援助を与える。 【認定】 特殊学級に就学する児童又は生徒の保護者に対し、その保護者の属する世帯の収入額及び需要額による。 (H14年度認定者数:小 2人、中 0人) 【援助範囲】 ・学校給食費 ・通学費 ・職場実習交通費 ・交流学习交通費 ・修学旅行費 ・校外活動費(宿泊を伴わないもの) ・校外活動費(宿泊を伴うもの) ・学用品購入費 ・新入学児童生徒学用品費等 ・通学用品購入費 ※生活保護法による扶助が行われているもの又は要保護及準要保護児童生徒援助費補助金の対象とされ必要な援助を受けているものを除く。 (H14年度援助総額：92,955円 うち国庫補助金36,000円)	[特殊教育就学奨励費] 【目的】 同 左 【認定】 同 左 (H14年度認定者数:小 0人、中 0人) 【援助範囲】 同 左 (H14年度援助総額：0円 うち国庫補助金0円)	[特殊教育就学奨励費] 【目的】 同 左 【認定】 同 左 (H14年度認定者数:小 0人、中 0人) 【援助範囲】 同 左 (H14年度援助総額：0円 うち国庫補助金0円)	[特殊教育就学奨励費] 【目的】 同 左 【認定】 同 左 (H14年度認定者数:小 0人、中 0人) 【援助範囲】 同 左 (H14年度援助総額：0円 うち国庫補助金0円)	
学校給食	【給食】 完全給食 【給食費】 小学校：@270円×食数 中学校：@310円×食数 【調理施設】 共同調理場 ※小中学校へ配食 【調理員】 5名（パート職員）	【給食】 ミルク給食 【給食費】 ミルク 小学校：@37.36円×食数×1.05 中学校：@37.36円×食数×1.05 果汁 小学校：@28円×食数×1.05 【調理施設】 — 【調理員】 —	【給食】 完全給食 【給食費】 小学校：@225円×食数 中学校：@260円×食数 【調理施設】 共同調理場 ※小中学校へ配食 【調理員】 4名（臨時職員）	【給食】 ミルク給食 【給食費】 ミルク 小学校：@37.36円×食数×1.05 中学校：@37.36円×食数×1.05 果汁 小学校：@28円×食数×1.05 中学校：@28円×食数×1.05 【調理施設】 — 【調理員】 —	合併後に再編 当面は現行どおりとし、新町で統一実施に向け検討する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	学校教育事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	【物資購入方法】 町内並びに町外業者を公募により募り、運営委員会にて選定。その後物資売買基本契約等結び、安定供給並びに適正価格の維持等努める業者より見積書を徴し購入。 【献立作成】 弓削町給食センターにて決定 【附属機関】 弓削町給食センター運営委員会 ※弓削町立幼稚園、小学校及び中学校の学校給食を適性かつ円滑に実施することを目的とする。	【物資購入方法】 (財)愛媛県学校給食会と学校給食用物資売買契約を結び購入。 【献立作成】 — 【附属機関】 —	【物資購入方法】 村内並びに村外業者を募り、運営委員会に図り購入する。 【献立作成】 岩城村学校給食共同調理場 【附属機関】 岩城村学校給食共同調理場 運営委員会 ※小学校及び中学校の学校給食を適性かつ円滑に実施することを目的とする。	【物資購入方法】 (財)愛媛県学校給食会と学校給食用物資売買契約を結び購入。 【献立作成】 — 【附属機関】 —	
スクールバス運行	【目的】 弓削町立弓削小学校児童の遠距離通学者の通学手段及び登下校以外の臨時送迎 【事業概要】 弓削町有バス運行業務委託 委託先：(株)ゆげフーズサービス 代表取締役社長 中林 運雄 委託金：スクールバス運行業務 月額130,000円 ：登下校以外臨時送迎業務 1時間当たり3,000円	—	【目的】 岩城村立岩城小学校・岩城北小学校統合により北地区の児童の通学手段 【事業概要】 バ ス：1台（40人乗り） 運転手：村職員	—	存続 当面は現行のとおりとし、新町で検討する。
英語指導助手	【事業目的】 異文化を理解し、幅広い心を持った国際人育成に努める。 【配置人数】 1人（英語圏） 【概要】 中学校：週2回（木・金） 小学校：週2回（火・水） 幼稚園：週1回（月） 保育所：週1回（月） 一般住民：週1回（水）	【事業目的】 児童・生徒の健全な育成、外国語教育の充実を図るとともに、国際教育に向けて対応できる人材の育成と知識を深める。 【配置人数】 1人（英語圏） 【概要】 中学校：週3回（月・火・木） 小学校：週1回（金） 保育所：週1回（水） 教育委員会：週1回（水） 一般住民：週2回（火・水）	【事業目的】 児童生徒及び村民に広く語学指導を行うとともに、外国人との交流を図る。 【配置人数】 1人（英語圏） 【概要】 中学校：週3回（火・水・木） 小学校：週1回（金） 保育所：週1回（水） 教育委員会：週1回（月） 岩城分校：月1回（月） 一般住民：週1回（木）	【事業目的】 これまでの注入型事業から課題解決型への授業改善を図り、もって異文化に触れ、国際理解を深める。 【配置人数】 1人（英語圏） 【概要】 魚島中学校：週4回（月・火・水・木） 魚島小学校：週1回（月） 高井神中学校：週1回（水） 高井神小学校：週1回（水） 保育所：週1回（金） 教育委員会：週1回（金）	存続 中学校区で1人配置希望調整 当面は現行どおりとし、新町において検討する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	学校教育事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
奨学金貸付事業	—	—	【貸付対象者】 ・村内に居住している者の子弟又は被扶養者 ・学校教育法に規定する高等学校、大学又は高等専門学校に修学する者 ・学業成績が良好である者 ・心身ともに堅実である者 ・家庭の事情によって修学することが困難な状況にある者 【奨学金】 ・高等学校及び高等専門学校：月額3万円以内 ・大学：月額5万円以内 【利息】 なし 【貸付期間】 学校の正規の修学年限とし、入学した日(在学中の者については、貸付けが決定した日)の属する月から学校を卒業する日の属する月までとする。 【償還】 ・貸付期間満了後、6箇月据置き10年以内に償還する。 ・年賦又は月賦の方法による。 【保証人】 2人以上の連帯保証人 (うち1人は、本人の父兄又はこれに代わるもの) 【附属機関】 岩城村奨学金運営審議会 ※奨学金の貸付け等について教育委員会の諮問に答え、若しくは意見を述べ、又は必要な調査を行う。(委員6名) 【貸付方法】 毎年4月及び10月に6箇月分 【返還免除】 ・死亡したとき。 ・心身障害その他やむを得ない理由によって返還が不能と認められるとき。 【延滞利息】 年7.25%	—	存続 当面は現行どおりとし、新町において検討する。ただし、貸付対象者は全域とする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	学校教育事業
調整方針	資 料		

先 進 事 例	
☆篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕 学校教育関係補助、助成及び奨学金制度については、新市においても実施することとし、内容については、合併時に調整する。ただし、遠距離通学助成は現行のとおりとし、新市において調整する。 ☆さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。 ☆あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 1 学校教育関係の取扱い 学校教育関係の奨学金制度の取扱いについては、新町においても実施する。 2 学校給食関係の取扱い 学校給食制度の取扱いについては、現行の方式により実施する。 (1) 給食センター及び共同調理場については、新町に引き継ぎ、当分の間その業務を行う。 (2) 給食費については、合併時に調整し統一する。 (3) 米飯給食の助成金については、新町において協議調整する。 (4) 人事関係については、別途協議する。 ☆高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定> 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕 1 公立幼稚園については、現行のとおりに新しいまちに引き継ぐ。ただし、授業料、幼稚園就園奨励費補助金については、合併時に統一して実施する。 2 小・中学校については、現行のとおりに新しいまちに引き継ぐ。 3 学童保育については、現行のとおりに行い、合併後新しいまちにおいて調整を図る。 4 奨学及び育英事業、その他助成事業については、合併時に統合して実施する。 5 要保護・準要保護児童生徒就学援助については、現行のとおりに実施し、内容に相違があるものについては合併時に統合する。 6 共同調理場・単独自校調理方式については、当面現行のとおりに引き継ぐものとする。 7 給食費・学校給食費扶助については、合併時に統合して実施する。 ☆東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕 (学校教育関係) 1 公立幼稚園については、当面現行のとおりとし、合併後、幼児教育の統一に向け、その調整に努める。 2 小・中学校については、現行のまま新市に引き継ぐ。 3 遠距離児童・生徒通学費補助及び就学費の援助については、合併時に新たに定める。 4 奨学金貸付事業については、合併時に統一の方向で調整する。ただし、合併前の貸付、償還については、現行のとおりに新市に引き継ぐものとする。 5 スクールバスの運行については、当面現行のとおりとし、合併後に随時調整する。 (学校給食関係) 1 センター方式・単独調理場方式については、当面現行のとおりに引き継ぐものとする。 2 給食費については、当面現行のとおりとし、合併後速やかに調整する。 3 食器については、当面現行のとおりとするが、食器材質には十分注意し、安全確保に努める。	☆宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 ・ 奨学金制度は、川之江市奨学会及び伊予三島市奨学会の規程を変更し、当分の間現行のとおりとす。土居町入学準備金貸付基金条例及び新宮村奨学資金貸与条例は経過措置を設け廃止し、合併後の奨学援助は、奨学会が行うものとする。 ・ スクールバス及び遠距離通学児童・生徒通学費補助金は、当分の間、それぞれ現行のとおりとす。 ・ 幼稚園の入園料は、伊予三島市の例による。保育料は、月額5,000円とする。ただし、新宮村については、激変緩和の措置で調整するものとする。 ・ 幼稚園の教育年限は、3年とする。 ・ 幼稚園の定員は、適正化を図るものとする。 ・ 幼稚園バスは、当分の間現行のとおりに運行する。ただし、新市において運行体制、料金等を検討し調整するものとする。 ・ 就園奨励費補助金は、伊予三島市の例による。 ・ 小中学校の通学区域は、当分の間現行のとおりとす。 ・ 学校給食の調理方法は、現有施設の有効利用を図り現行のとおりに実施する。 ・ 給食費については、合併時に調整し統一する。 ☆内子町・五十崎町・小田町合併協議会 <内子町；H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町、上浮穴郡 小田町〕 学校給食関係 1 共同調理場（センター方式）・単独調理場（自校方式）については、当面現行のとおりに引き継ぐものとする。 2 給食費等については、当面現行のとおりとし、合併後速やかに調整する。 3 学校給食運営委員会等は、新町において統一し設置する。 幼稚園及び小・中学校関係、通学関係 1 幼稚園の授業料等については、合併年度（平成16年度）は現行のとおりとし、新年度（平成17年度）において新たに定めるものとする。 2 小・中学校については、現行のとおりに新町に引き継ぐものとする。 3 遠距離児童・生徒通学費補助金及び就学費の援助、スクールバスの運行等については、合併年度（平成16年度）は現行のとおりとし、新年度（平成17年度）において新たに定めるものとする。 ☆南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 学校教育業務の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 幼稚園については、原則として現行のまま新町に引き継ぐものとする。 2. 現在設置されている小・中学校については、原則として現行のまま新町に引き継ぐものとする。 3. 小・中学校の管理については、原則として現行のまま新町に引き継ぐものとする。 4. 通学区域については、原則として現行のまま引き継ぎ、新町に移行後速やかに調整する。 5. 英語指導手については、原則として現行のまま新町に引き継ぐものとする。 6. スクールバスの運行については、原則として現行のまま新町に引き継ぐものとする。

協議項目第21－号

各種事務事業（社会教育事業）の取扱いについて

各種事務事業（社会教育事業）の取扱いについて提出する。

平成15年12月10日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（社会教育事業）の取扱いについて
1. 公民館の所管区域については、現行のとおりとする。 2. 社会教育委員、公民館運営審議会、体育指導委員、文化財保護審議会については、新町において新たに設置するものとする。 3. 社会教育関係事業、各種講座、各種スポーツ大会については、当面現行のとおりとし、新町においてそれぞれの実情を踏まえて一元化を含め検討調整するものとする。 4. 人権教育・啓発については、それぞれの実情を考慮し、新町においても引き続き推進するものとする。 5. 各社会教育関係団体については、当面現行のとおりとし、速やかに連合組織等、統合する方向で調整に努めるものとする。 6. 社会体育施設については、現行のとおりとし、新町においても引き続き適切な管理運営に努めるものとする。 7. 指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	社会教育事業
調 整 方 針	1. 公民館の所管区域については、現行のとおりとする。 2. 社会教育委員、公民館運営審議会、体育指導委員、文化財保護審議会については、新町において新たに設置するものとする。 3. 社会教育関係事業、各種講座、各種スポーツ大会については、当面現行のとおりとし、新町においてそれぞれの実情を踏まえて一元化を含め検討調整するものとする。 4. 人権教育・啓発については、それぞれの実情を考慮し、新町においても引き続き推進するものとする。 5. 各社会教育関係団体については、当面現行のとおりとし、速やかに連合組織等、統合する方向で調整に努めるものとする。 6. 社会体育施設については、現行のとおりとし、新町においても引き続き適切な管理運営に努めるものとする。 7. 指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。		

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
公民館	【中央公民館等】 弓削町中央公民館 【地区公民館等】 上弓削公民館	【中央公民館等】 生名公民館 【地区公民館等】 －	【中央公民館等】 岩城村中央公民館 【地区公民館等】 －	【中央公民館等】 魚島村中央公民館 【地区公民館等】 高井神公民館	公民館の所管区域については、現行のとおりとする。
社会教育委員	【概要】 社会教育に関する諸計画の立案及び研究調査を行う。 【定数】 10人以内（実数：7人） 【任期】 2年（H15.4.1～H17.3.31） 【報酬等】 報 酬：委員長 8,400円/日 委 員 7,800円/日 費用弁償：旅費（一般職相当職）	【概要】 同 左 【定数】 10人以内（実数：6人） ※公民館運営審議会委員を充てる 【任期】 2年（H14.7.1～H16.6.30） 【報酬等】 報 酬：委員長 31,000円/年 委 員 28,000円/年 費用弁償：旅費（一般職相当職） 委員会等出席時 500円/回 ※ただし、公民館運営委員報酬として支給	【概要】 同 左 【定数】 10人以内（実数：9人） ※公民館運営審議会委員を充てる 【任期】 2年（H15.4.1～H17.3.31） 【報酬等】 報 酬：委員長 9,000円/日 委 員 9,000円/日 費用弁償：旅費（一般職相当職）	【概要】 同 左 【定数】 10人以内（実数：6人） ※公民館運営審議会委員を充てる 【任期】 2年（H15.4.1～H17.3.31） 【報酬等】 －	合併時に再編 弓削町の制度を基に合併時に再編する。
公民館運営審議会	【概要】 公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査実施する。 【定数】 10人以内（実数：7人） 【任期】 2年（H15.4.1～H17.3.31） 【報酬等】 報 酬：委員長 8,400円/日 委 員 7,800円/日 費用弁償：旅費（一般職相当職）	【概要】 同 左 【定数】 10人以内（実数：6人） 【任期】 2年（H14.7.1～H16.6.30） 【報酬等】 報 酬：委員長 31,000円/年 委 員 28,000円/年 費用弁償：旅費（一般職相当職） 委員会等出席時 500円/回	【概要】 同 左 【定数】 10人以内（実数：9人） 【任期】 2年（H15.4.1～H17.3.31） 【報酬等】 報 酬：委員長 9,000円/日 委 員 9,000円/日 費用弁償：旅費（一般職相当職）	【概要】 同 左 【定数】 10人以内（実数：6人） 【任期】 2年（H15.4.1～H17.3.31） 【報酬等】 －	合併時に再編 弓削町の制度を基に合併時に再編する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
社会教育関係事業	【事業目的】 社会教育の普及と生涯学習の推進 ・夏季大学 ・文化祭 ・成人式 ・少年野球教室 ・人形芝居公演	【事業目的】 同 左 ・花と音楽の会 ・夏季大学 ・文化祭 ・成人式	【事業目的】 同 左 ・文化祭 ・成人式	【事業目的】 同 左 ・文化祭 ・成人式	存続 現行どおりとする。
各種講座	【事業目的】 生涯学習の推進 ・レザークラフト教室 (月1回) ・押し花教室 (月1回) ・英会話 (毎週火曜日) ・染色教室 (月2回) ・カラオケ教室 (毎週金曜日) ・民謡教室 (月2回) ・手話サークル (毎週月曜日) ・コーラス (毎週木曜日) ・大正琴教室 (月2回)	【事業目的】 同 左 ・料理教室 (月1回) ・天文教室 (年8回) ・絵手紙教室 (月2回) ・ちぎり絵教室 (月2回) ・パソコン教室 (6ヶ月・月6回) ・書道教室 (月2回) ・IT教室 (2ヶ月・月6回) ・英会話教室 (月2回×2講座)	【事業目的】 同 左 ・華道教室 (月2回) ・書道教室 (月2～3回) ・絵画教室 (月2回) ・英会話教室 (月4回)	【事業目的】 同 左 ・書道教室 (月2回) ・英会話教室 (月2回) ・料理教室 (年5回) ・大工教室 (年5回)	合併後に再編 当面は現行どおりとし、新町において講座の一元化(整理統合)を検討する。
人権教育	【名称】 弓削町人権教育協議会 【概要】 人権と共生の社会を実現するため同和教育を中核とした人権教育の研究と実践に努める。 【活動内容】 ・県内外における人権教育研究大会参加 ・人権同和広報、人権作文集等の発行 【補助金】 町補助金:720,000円(H14年度実績)	【名称】 生名村人権教育協議会 【概要】 人権教育を通してあらゆる差別の解消 【活動内容】 ・県内外における人権教育研究大会参加 ・講演会の実施等 【補助金】 村補助金: 0円(H14年度実績)	【名称】 岩城村人権・同和教育協議会 【概要】 人権・同和教育を通してあらゆる差別の解消 【活動内容】 ・県内外における人権・同和教育研究大会参加及び各種補助 ・積善友の会活動等 【補助金】 村補助金:629,000円(H14年度実績) 県補助金: 50,000円(H14年度実績)	【名称】 魚島村人権・同和教育協議会 【概要】 人権・同和教育を通してあらゆる差別の解消 【活動内容】 ・人権講演会 ・村づくり標語募集 ・広報紙への人権同和記事の提供 【補助金】 村補助金: 0円(H14年度実績)	存続 当面は現行どおりとし、合併後、連合組織設立の方向で関係者と協議する。
青年団	【名称】 弓削町青年会 【概要】 町内在住の青年が学習、文化、体育、レクリエーション、社会奉仕等の活動に参加して会員相互の研修と親睦を図り、よりよい町づくりに貢献する。 【活動内容】 現在は休止状態 【補助金】 —	【名称】 生名村青年会 【概要】 村内在住の青年が学習、文化、体育、レクリエーション、社会奉仕等の活動に参加して会員相互の研修と親睦を図り、よりよい村づくりに貢献する。 【活動内容】 村民体育、盆踊り、駅伝大会、地元のまつり等企画及び参加 【補助金】 80,000円 (H14年度実績)	【名称】 (岩城村青年団) 【概要】 同 左 【活動内容】 平成14年4月30日解団 【補助金】 —	【名称】 魚島村青年団 【概要】 同 左 【活動内容】 盆行事(盆踊り・てんてこ)、秋祭り等企画及び参加 【補助金】 81,000円 (H14年度実績)	存続 当面は現行どおりとし、合併後、連合組織設立の方向で関係者と協議する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
愛護班	—	【名称】 生名村愛護班 【活動内容】 総会、役員会、親子ふれあい活動、水泳監視 【補助金】 100,000円(H14実績)	—	—	存続 当面は現行どおりとする。
PTA	【名称】 弓削小学校PTA 弓削中学校PTA 【活動内容】 総会、役員会、交流会、研修会、地区別懇談会、PTA奉仕活動 【補助金】 —	【名称】 生名小学校PTA 生名中学校PTA 【活動内容】 総会、役員会、親子ふれあい活動、水泳監視、とんど、いのこ 【補助金】 生名小PTA:72,000円(H14実績) 生名中PTA:72,000円(H14実績)	【名称】 岩城小学校PTA 岩城中学校PTA 【活動内容】 総会、役員会、交流会、研修会 【補助金】 岩城小PTA:150,000円(H14実績) 岩城中PTA:100,000円(H14実績)	【名称】 魚島・高井神小中学校PTA 【活動内容】 総会、役員会、村民大運動会、親子学習会、親子ふれあい活動、海岸清掃活動 【補助金】 魚島・高井神小中PTA:57,000円(H14実績)	存続 当面は現行どおりとし、合併後、連合組織設立の方向で関係者と協議する。
婦人会	【名称】 弓削婦人会 佐島婦人会 【概要】 町内婦人の連絡提携を図り、会員相互の教育を高め社会文化の向上、福祉の推進に寄与する。 【活動内容】 会議の開催、各種の奉仕活動や交流 【補助金】 弓削婦人会:90,000円(H14実績) 佐島婦人会:35,000円(H14実績)	【名称】 生名村婦人会 【概要】 会員相互の修養と親睦を図り、更に婦人の資質の向上に努め生名村文化の発展に寄与する。 【活動内容】 会議の開催、花と音楽の会、文化祭、つるかめ弁当、クロッキー大会、道路清掃、施設訪問、敬老会、研修会 【補助金】 80,000円(H14実績)	【名称】 岩城村婦人会 【概要】 会員相互の修養と親睦を図り、更に婦人の資質の向上に努め岩城村文化の発展に寄与する。 【活動内容】 定例会の開催、桜まつり、文化展、産業まつり等への参加、研修会 【補助金】 450,000円(H14実績)	【名称】 魚島婦人会 高井神婦人会 【概要】 会員相互の修養と親睦を図り、更に婦人の資質の向上に努め魚島村文化の発展に寄与する。 【活動内容】 定例会の開催、各種の奉仕活動 【補助金】 魚島婦人会:72,000円(H14実績) 高井神婦人会:26,000円(H14実績)	存続 当面は現行どおりとし、合併後、連合組織設立の方向で関係者と協議する。
壮年会	—	—	—	【名称】 魚島壮年会 【概要】 村内在住の壮年が学習、文化、教育、レクリエーション、社会奉仕等の活動に参加して会員相互の研修と親睦を図り、よりよい村づくりに貢献する。 【活動内容】 総会、役員会、秋祭り準備・運営 【補助金】 72,000円(H14年度実績)	存続 現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
文化協会	【名称】 弓削町文化協会 【概要】 弓削町の文化の向上・発展を期する目的をもって町内文化、芸能団体を結集し、昭和55年7月に設立し、現在に至る。 【構成】 19部会の組織により構成 ・詩吟・俳句・華道・短歌・書道 ・園芸・民謡・コーラス・舞踊 ・手工芸・邦楽・絵画・染色 ・木工・大正琴・カラオケ ・銭太鼓・御詠歌・囲碁将棋 【活動内容】 ・各部自主的活動 ・弓削町文化祭(町展、芸能発表会) ・県外視察研修 ・町内外における文化活動 【補助金】 町補助金：720,000円(Ⅱ14実績)	【名称】 生名村文化協会 【概要】 薫り高い文化の育成を目的として昭和48年に設立し、現在に至る。 【構成】 10部会で構成 ・民謡・写真・詩吟・俳句 ・銭太鼓・短歌・郷土史・園芸 ・邦楽・日本舞踊 【活動内容】 ・各部自主的活動 ・花と音楽の会 ・文化祭、芸能発表会 【補助金】 村補助金：920,000円(Ⅱ14実績) 【負担金】 花と音楽の会 230,000円(Ⅱ14実績) 文化祭 380,000円(Ⅱ14実績)	【名称】 岩城村文化協会 【概要】 文化の振興発表、普及向上を図り、平和で豊かな村づくりに寄与する。 【構成】 17部で構成 ・書道・俳句・短歌・華道・盆栽 ・囲碁・押し花・陶芸・舞踊 ・マンドリン・邦楽・大正琴 ・民謡・カラオケ・詩吟・和太鼓 ・洋楽コーラス 【活動内容】 ・各部自主的活動 ・岩城村文化祭 【補助金】 村補助金：1,144,000円(Ⅱ14実績)	【名称】 魚島村文化協会 【概要】 魚島村における文化の振興を図り、健全で明るい村づくりを推進する。 【構成】 8部で構成（平成8年2月設立） ・カラオケ・舞踊・和裁・民謡 ・書道・軽音楽・川柳・コーラス 【活動内容】 ・各部自主的活動 ・敬老会、秋祭りへの参加 ・総会、文化祭における演芸発表 【補助金】 村補助金：200,000円(Ⅱ14実績)	存続 当面は現行どおりとし、合併後、連合組織設立の方向で関係者と協議する。
体育協会	【名称】 弓削町体育協会 【概要】 弓削町における社会体育の振興を図り、健全で明るい町づくりを推進する。 【構成】 13部会の組織により構成 ・バレーボール・卓球・陸上 ・剣道・バドミントン ・ソフトテニス・テニス ・軟式野球・ソフトボール ・サッカー・ゲートボール ・ミニバレーボール ・ビーチバレーボール 【活動内容】 会議、スポーツ大会主催・参加全般及び関連事務 【補助金】 町補助金：1,700,000円(Ⅱ14実績) 県補助金：70,000円(Ⅱ14実績)	【名称】 生名村体育協会 【概要】 村民の競技力向上やスポーツの振興をめざす。 【構成】 会員構成 【活動内容】 同 左 【補助金】 村補助金：360,000円(Ⅱ14実績) 県補助金：70,000円(Ⅱ14実績)	【名称】 岩城村体育協会 【概要】 同 左 【構成】 体育協会加盟各部により構成 ・ソフトボール・野球 ・ゲートボール・ソフトテニス 【活動内容】 同 左 【補助金】 村補助金：1,100,000円(Ⅱ14実績) 県補助金：70,000円(Ⅱ14実績)	—	存続 当面は現行どおりとし、合併後、連合組織設立の方向で関係者と協議する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項 調整方針	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育事業
--------------	----------------	------	--------

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
		【負担金】 各種スポーツ大会選手派遣費： 800,000円(Ｈ14実績) 生名島一周駅伝競走大会： 700,000円(Ｈ14実績)			
体育指導委員	【概要】 弓削町のスポーツの振興と住民の スポーツ活動の促進や、団体の組織へ の育成及び指導助言を行う。 【定数】 ４人以内（実数：４人） 【任期】 ２年（H15.4.1～H17.3.31） 【報酬等】 報 酬：28,000円/年 費用弁償：旅費（一般職相当職）	【概要】 生名村のスポーツの振興と住民の スポーツ活動の促進や、団体の組織へ の育成及び指導助言を行う。 【定数】 １０人以内（実数：７人） 【任期】 ２年（H15.7.1～H17.6.30） 【報酬等】 報 酬：26,000円/年 費用弁償：旅費（一般職相当職） 委員会等出席時 500円/回	【概要】 村民のスポーツ振興に期するため、 スポーツの指導、組織の育成、団体活 動に協力する。 【定数】 ５人以内（実数：５人） 【任期】 ２年（H14.4.1～H16.3.31） 【報酬等】 報 酬：20,000円/年 費用弁償：旅費（一般職相当職）	【概要】 魚島村のスポーツの振興と住民の スポーツ活動の促進や、団体の組織へ の育成及び指導助言を行う。 【定数】 １人（実数：１人） 【任期】 ２年（H15.4.1～H17.3.31） 【報酬等】 報 酬：— 費用弁償：旅費（一般職相当職）	合併後に再編 弓削町の例を基本に合併後速やか に再編する。
社会体育施設	【名称】 ・弓削小学校夜間照明 ・佐島小学校夜間照明 ・弓削町営テニスコート夜間照明 ・弓削町営テニスコート ・中崎テニスコート夜間照明 ・中崎テニスコート ・上弓削緑ヶ丘運動広場 ・弓削町民体育館 ・鎌田運動広場 ・中崎ゲートボール場 ・佐島農村運動公園	【名称】 ・村民グラウンド野球場 ・村民グラウンド陸上競技場 ・生名中学校夜間照明 ・生名中学校運動場照明 ・立石テニスコート ・生名村民体育館	【名称】 ・岩城村総合運動場 (1)野球場(2)テニスマ (3)水泳プール(4)体育館 (5)運動広場(6)幼児用プール ・夜間体育照明施設 岩城小学校グラウンド 岩城中学校テニス場 岩城中学校グラウンド 総合運動場野球場 北集会所	【名称】 ・魚島小学校夜間照明 ・井の浦グラウンド夜間照明	存続 当面は現行どおりとし、新町におい て引き続き適切な管理運営に努める ものとする。
各種スポーツ大会	【事業目的】 弓削町における社会体育の振興を 図り、町民体位の向上と健全で明るい 町づくりを推進する。 ・町民ソフトボール大会 ・弓削町長杯ゲートボール大会 ・町民テニス大会 ・弓削島親善テニス大会 ・町民運動会 ・町民バレーボール大会 ・町民パドミントン大会 ・愛媛スポレク祭今治地方大会 ・愛媛スポレク祭 ・町民レクバレー大会 ・町民クロッケー大会	【事業目的】 村民の間にスポーツを普及し、その 振興アマチュア精神の高揚と体力づ くりを図り、健康で明るい生活の向上 を念願する。 ・新春走り初め大会 ・生名島一周駅伝競走大会 ・村内ビーチボールバレーリーグ ・いきなカップビーチボール バレー大会 ・生名ソフトテニス大会 ・村内ソフトボールリーグ戦 ・村内ソフトボールトーナメント ・体育の日記念行事 ・いきな秋季大運動会	【事業目的】 村民の間にスポーツを普及し、アマ チュア精神の高揚と体力づくりを図り 、健康で明るい生活の向上を念願す る。 ・ソフトボールリーグ ・村民運動会 ・岩城ソフトテニス大会 ・村民野球大会 ・村民球技大会 ・岩城島駅伝大会 ・村長杯争奪大会	【事業目的】 村民の間にスポーツを普及し、その 振興と体力づくりを図り、健康で明る い生活の向上を念願する。 ・村民大運動会	合併後に再編 当面は現行どおりとし、合併後速や かに一元化するよう検討する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	・町民ビーチボールバレー大会 ・町民ゲートボール大会 ・弓削オープンF&C杯ビーチボールバレー大会 ・弓削町駅伝大会 ・弓削オープンバドミントン大会				
文化財保護審議会等	【名称】 弓削町文化財保護審議会 【概要】 文化財の指定、保存及び活用に関し教育委員会の諮問に答え、又は意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。 【定数】 10人以内（実数：5人） 【任期】 2年（H15.7.1～H17.6.30） 【報酬等】 報 酬：委員長 8,400円/日 委 員 7,800円/日 費用弁償：旅費（一般職相当職）	【名称】 生名村文化財専門委員 【概要】 文化財の保存及び活用に関し教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。 【定数】 10人以内（実数：2人） 【任期】 2年（H14.7.1～H16.6.30） 【報酬等】 報 酬：委員長 43,000円/年 委 員 37,000円/年 費用弁償：旅費（一般職相当職） 委員会等出席時 500円/回	【名称】 岩城村文化財保護審議会 【概要】 同 左 【定数】 10人以内（実数：4人） 【任期】 2年（H14.12.1～H16.11.30） 【報酬等】 報 酬：委員長 9,000円/日 委 員 9,000円/日 費用弁償：旅費（一般職相当職）	【名称】 魚島村文化財調査委員 【概要】 同 左 【定数】 若干人（実数：0人） 【任期】 2年（現在不在） 【報酬等】 —	合併後に統合 合併後、速やかに弓削町を基準とした新条例案を検討する。
指定文化財	【国指定】 ・定光寺観音堂（建造物） 【県指定】 ・法王ヶ原（名勝地） 【町指定】 ・小狩尾谷古墳（史跡） ・久司山古墳（史跡） ・薬師如来像（彫刻） ・雨乞踊り（芸能）	【国指定】 — 【県指定】 — 【村指定】 ・立石山遺跡（史跡） ・立石（メンヒル）（考古資料） ・提瓶（考古資料） ・高杯（考古資料） ・ハンジキ踊り（無形民俗文化財） ・亀島城址（史跡） ・生名八幡神社祭礼（無形民俗文化財） ・太型蛤刃石（考古資料） ・厳島古墳神体石（考古資料） ・高松城址（史跡） ・盃状穴石（考古資料） ・厳島遺跡（史跡） ・国府型ナイフ形石器（考古資料） ・大日堂棟瓦（考古資料） ・盃状穴（考古資料）	【国指定】 ・祥雲寺観音堂（建造物） 【県指定】 ・ニジル石閃長岩（天然記念物） ・舟形ウバメガシ（天然記念物） 【村指定】 ・塩垂孤比丘の碑（史跡） ・妙見神社巨石（史跡） ・宝蔵寺板碑（史跡） ・浄光寺宝篋印塔（史跡） ・浄光寺板碑（史跡） ・旧島本陣三浦邸（史跡） ・近世古文書	【国指定】 ・亀居八幡神社宝篋印塔（石造美術） 【県指定】 — 【村指定】 ・道福寺（建造物） ・亀居八幡神社（建造物） ・四ッ竹踊り（芸能） ・てんてこ（芸能） ・大木遺跡（史跡） ・神ヶ市古墳（史跡） ・シマモクセイ（記念物）	合併後に再編 当面は現行どおりとし、新町で検討する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育事業
調整方針	資 料		

社会教育事業の取扱いに関する法令	先進事例
【社会教育法】 (社会教育の定義) 第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。 (国及び地方公共団体の任務) 第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。 2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。 (市町村の教育委員会の事務) 第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。 一 社会教育に必要な援助を行うこと。 二 社会教育委員の委嘱に関すること。 三 公民館の設置及び管理に関すること。 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。 十 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。 十一 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。 十二 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。 十三 一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。 十四 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。 十五 情報の交換及び調査研究に関すること。 十六 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務 (社会教育関係団体の定義) 第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否を問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。	☆篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕 (1) 社会教育関係審議会等については、新市において新たに設置する。 (2) 子育てふれあいセンター事業及び社会教育指導員の設置事業については、現行のとおりとする。 (3) 視覚障害者広報活動事業は、篠山町の例による。 (4) 町指定文化財は、新市に引き継ぐ。 ☆さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 社会教育事業については、引き続き学習機会、情報の提供等に努めつつ、市民サービスの低下を生じないように再編する。 ☆あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 1 社会教育関係の取扱い 社会教育については、住民の教育向上、生活文化の振興のため充実した環境を整備する。 また、各事業については、新町において検討調整する。 (1) 各講座については、住民の要望を考慮し実施する。内容等については、新町において検討調整する。 (2) 文化協会については、合併時に統一する。内容等については、新町において検討調整する。 (3) 町村指定文化財、文化財関係資料、町村史及び深田村文化財保護条例に定める保存、未指定文化財の登録、環境保全地区の取扱いについては、新町に引き継ぐ。 (4) 社会教育委員、公民館運営審議会、文化財保護委員会については、新町において設置する。 2 社会体育関係の取扱い (1) 唯一の社会体育団体である5町村の体育協会は、合併時に統合する。 (2) スポーツ行事については、新町教育委員会及び体育協会において調整し決定する。 ただし、現行の単位で開催することが適当な行事については、当分の間継続する。 (3) 体育指導委員については、スポーツ振興法の規定により新町においても置くものとする。 (4) スポーツ災害補償については、新町においても引き続き加入する。 (5) 社会体育施設については、すべて新町に引き継ぐ。 ☆東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕 1 社会教育施設等については、現行のまま新市に引き継ぎ、管理運営等については、合併時に調整する。 2 生涯学習事業、公民館講座及び各種行事については、新市に移行後も当分の間現行のとおとし、随時調整する。 3 町指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ☆宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 - 公民館の運営については、当分の間現行のとおりとするが、新市において調整するものとする。 - 図書館は、基本的に現行のとおりとするが、新宮村については移動図書館等を実施する。 - 指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 - 社会体育施設については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 - 社会体育施設の管理、業務管理については、当分の間現行のとおりとするが、新市において調整するものとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育事業
調整方針	資 料		

社会教育事業の取扱いに関する法令	先進事例
(社会教育委員の構成) 第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。 2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。 (目的) 第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 (公民館の設置者) 第二十一条 公民館は、市町村が設置する。 2 前項の場合を除く外、公民館は、公民館設定の目的をもつて民法第三十四条の規定により設立する法人（この章中以下「法人」という。）でなければ設置することができない。 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。 (公民館の事業) 第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。 一 定期講座を開設すること。 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。 六 その施設を住民の集会その他の公共の利用に供すること。 (公民館運営審議会) 第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。 第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。 2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。	・ 学校開放施設については、現行のとおりとし、開放に関する規則、学校開放運営委員会設置規程は川之江市の例により調整する。 ☆宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会 <宇和島市；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 宇和島市、北宇和郡 吉田町、三間町、津島町〕 社会教育関係事業 ① 社会教育委員については、新市において調整する。 ② 少年センターの運営については、新市において調整する。 ③ 成人式については、現行のとおり実施する。 ④ I T 講習事業については、新市において継続して実施する。 ⑤ 図書館については、現行のとおり新市に引き継ぐ。組織については、合併時に調整する。 ⑥ 青年団活動については、当面、現行のとおりとする。 ⑦ P T A 連合会については、合併時に統合できるよう調整に努める。 ⑧ 婦人会活動については、現行のとおりとする。 ⑨ 愛護班活動については、当面現行のとおりとする。 ⑩ 町民会館については、新市に引き継ぎ運営内容については、新市において調整する。 ⑪ 青少年育成会事業については、新市において調整する。 ⑫ 結婚相談事業については、新市において調整する。 ⑬ 生活文化若者塾については、新市において継続して実施する。 公民館関係事業 ① 公民館運営審議会については、新市において調整する。 ② 公民館運営管理については、新市において調整する。 ③ 公民館実施事業については、当面現行のとおりとする。 文化関係事業 ① 文化振興施策については、新市において策定する。 ② 文化協会については、合併後統合に向けて調整に努める。 ③ 文化祭については、新市において調整する。 ④ 文化財保護審議会については、合併時に調整する。（宇和島市の例による。） ⑤ 資料館・博物館等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ⑥ 指定文化財については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後の指定基準等については、合併時に統一する。 社会体育関係事業 ① スポーツ少年団活動については、合併後調整する。 ② 体育協会については、合併後統合できるよう調整に努める。 ③ 体育指導委員関係については、合併後に調整する。 ④ 各種スポーツ大会については、新市において調整する。 人権関係事業 ① 人権擁護委員活動については、合併時に統一する。 ② 人権・同和対策事業については、合併後に統合できるよう調整に努める。 ③ 人権・同和教育事業については、合併後に調整する。 ④ 人権教育推進市町村事業については、合併後事業の調整を図る。 ⑤ 校区別人権・同和教育懇談会事業については、現行のとおりとする。 ⑥ 県同和教育協議会支部活動については、合併時統合できるよう調整に努める。 ⑦ 県人権対策協議会支部活動については、合併時統合できるよう調整に努める。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育事業
調整方針	資 料		

社会教育事業の取扱いに関する法令	留意事項
【文化財保護法】 (文化財の定義) 第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。） 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所在で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。） 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。） 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。） 五 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。） 2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第八十四条の二第一項第一号、第八十八条、第九十四条及び第百十五条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。 3 この法律の規定（第六十九条、第七十条、第七十一条、第七十七条、第八十三条第一項第四号、第八十四条の二第一項第五号及び第六号、第八十八条並びに第九十四条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。 (地方公共団体の事務) 第九十八条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。 3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。 (地方文化財保護審議会) 第百五条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。 2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。 3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。	社会教育事業については、住民の生活文化の振興のため充実した環境を整備し、そのため学習機会、情報提供等に努めつつ、住民サービスの低下を生じないよう再編することが適当である。 《総務省「合併協議会の運営の手引」より》